

# 2011 ISAF 規定

## 附属書

1. 規定 20 – 広告規定
2. 規定 21 – ドーピング防止規定
3. 規定 19 – 資格規定
4. 規定 22 – ISAF セーラー分類規定



## 附属書 1 – 広告規定

### 20. ISAF 広告規定

#### 20.1 定義

20.1.1 次の定義はこの『ISAF 広告規定』のみに適用されるものとする。

「広告」	団体、個人、製品、サービス、ブランドまたはアイデアに対して、関心を誘ったり、個人や団体に購買、賛同その他の支持を働きかけるような名称、ロゴ、標語、記述、描写、それらの変化あるいは変形、その他一切の伝達形態をいう。
「バウ・ナンバー」	「主催団体」により割り当てられた識別番号をいい、艇のバウに表示しなければならない。数字と文字との組み合わせとすることができ、「広告」を含めることができる。
「広告規定」	表 1 と表 2 を含むこの規定 20 をいう。
「競技者」	「レース中（下に定義された）」艇に乗艇しているすべての者をいう。ただし、主催団体またはレース委員会が乗艇させた者は除く。
「レース中」	RRS 中に定義された時間帯をいう。
「承認システム」	ISAF により承認された「システム（下に定義された）」をいう。 <sup>1</sup>
「責任者」	RRS 46 中の指名された者をいう。
「システム」	同じランキング・リストに同等でない艇をランク付けする補正方法を規定するハンディキャップ・システムとレーティング・システムをいう。

20.1.2 上に定義されている場合を除き、「」に囲まれた語は ISAF 規定の冒頭に定義されている。

20.1.3 単数での定義には複数を含む。『セーリング装備規則（ERS）』に定義されたとおりに用いられている語は、**太字**で表示されている。

#### 20.2 全般

20.2.1 艇、個人用装備その他の艇にある物への「広告」は、この「広告規定」、適用クラス規則と関連「システム」の規則に従って表示されなければならない。この「広告規定」に基づき明確に許可されていない「広告」は、禁止される。

20.2.2 この「広告規定」は「レース中」とここにそのように規定したすべての他の時間帯に艇と競技者に対し適用する。

20.2.3 艇に「広告」を表示する権利：

20.2.3.1 次の場合には、ISAF の事前認可に従わなければならない。

- (a) 4 か国以上で予定されたレースのある非「ISAF クラス」と非「承認システム」
- (b) 「オーシャン・レース」大会
- (c) 2 か国以上での開催を予定されたシリーズの大会

<sup>1</sup> 2010 年 8 月 1 日現在、ISAF は 3 「システム」：ORC インターナショナル、IRC、ORC クラブを承認している。

(d) 同じスポンサーの「国際大会」

(e) アメリカズ・カップとアメリカズ・カップの予選大会

20.2.3.2 「ISAF クラス」と「承認システム」に対しては自動的に承諾される。ただし、規定 20.2.3.1 に従う場合を除く。

20.2.3.3 「各国協会」の管轄下にあり、規定 20.2.3.1 と 20.2.3.2 に従っていないすべての「クラス」、「システム」、大会については、当該各国協会の事前認可に従わなければならない。

20.2.4 「広告」と広告されたすべてのものは、一般に認められている道徳基準と倫理基準に合致していなければならない。政治、宗教、人種の宣伝となる「広告」は、艇、個人用装備、「レース中」艇にあるその他の物に表示してはならない。領土および領海内で「広告」を制限しているかもしれない個々の国の法律にも注意を払うこと。

20.2.5 「競技者」は、規定20.4 または20.6 に基づき要求される次の「広告」を表示しないことを選択できる。酒類またはたばこに関するもの、または本質的な道徳、政治または宗教を理由に純粋に反対するもの。

20.2.6 セールへの「広告」は、国を示す文字とセール番号および「クラス」を示す印からはっきりと離されていなければならない。ただし、「広告」がそのものの一部である場合を除く。

20.2.7 規定 20.7 と 20.9 を除いて、この「広告規定」は『国際オリンピック憲章』が直接的（例、オリンピック競技会）または当該組織の憲章中になされたそれを参照することで間接的（規定 25 に規定されている地域競技会）のいずれかで適用される大会では適用されないものとする。

20.2.8 ISAF の書面による事前承認とともに、この承認に従って、この規定の条項は、規定 20.7 と 20.9 を除いて、規定 25 に規定されている地域競技会で適用を差し控えることができる。

### 20.3 競技者の広告

20.3.1 それぞれの「競技者」は、「責任者」の同意のもとに制限なしに個人用装備に「広告」を表示してよい。ただし、主催団体により提供されたビブは、規定 20.4 に述べられたとおりに着用しなければならない。

20.3.2 適用クラス規則と関連「システム」の規則中の「広告」の制限に従って、「責任者」の選定した「広告」は、艇またはその部分に表示することができる。ただし、規定 20.4 と表 1 に述べられた範囲を除く。

### 20.4 大会広告

20.4.1 規定 20.6 に従って、主催団体は、艇がこの規定 20.4.1 にリストされた「広告」を表示することを要求することができる。ただし、この要求がレース公示に記載されており、主催団体が必要とされる物質（ステッカー、旗、その他）を艇に提供することを条件とする。

20.4.1.1 「バウ・ナンバー」、常時

20.4.1.2 表 1 の規定に従っての「広告」、「レース中」

20.4.1.3 表 1 の規定に従ってのバックステイまたはシュラウドへのスポンサー旗、常時

20.4.2 艇またはその部分（例、艇体、スパー、セール）が主催団体により提供される場合、提供された艇またはその部分へのこの「広告規定」により許可されるすべての「広告」は、主催団体が利用できる。

20.4.3 すべての ISAF 大会と ISAF セーリング・ワールド・カップ大会では、ビブまたはそれと同等のものは、レース公示と帆走指示書に従って「競技者」が着用しなければならない。この

ビブまたはそれと同等のものに表示する「広告」は、ISAF と書面で別のことを事前に合意した場合を除き、ISAF が確保する。

- 20.4.4 規定 20.4.3 に示した大会以外のすべてのウインドサーフィンとカイトボードの大会では、ビブまたはそれと同等のものは、レース公示と帆走指示書に従って「競技者」が着用しなければならない。このビブまたはそれと同等のものに表示する「広告」は、主催団体が確保する。

## 20.5 クラス規則とシステムの規則

- 20.5.1 この規定 20.5 に規定されている場合を除き、**クラス規則**と「システム」の規則は、規定 20.3 に記載されているとおり、**艇**への「広告」を表示する権利を禁止または制限することができる。**クラス規則**または「システム」の規則が「広告」を表示する権利を禁止または制限していない場合には、「広告」は許可されるものとする。

- 20.5.2 「広告」を表示する権利に関して適用**クラス規則**と「システム」の規則間に矛盾がある場合、より制限のある規則が優先するものとする。

- 20.5.3 この規定 20.5.3 の移行規定は、2012 年 12 月 31 日以降は適用されない。

2008 年 10 月 31 日に実施されている**クラス規則**または「システム」の規則が：

- (a) 「広告」の表示を禁止していたまたは「広告」について規定していなかった場合、このような規則は、この「広告規定」に従う別のことを規定するまで、「広告」を禁止していると見なさなければならない。
- (b) 「広告」を表示する権利を制限すると規定していた場合、このような規則は、この「広告規定」に従う別のことを規定するまで、同じ制限を規定していると見なさなければならない。
- 20.5.4 今後のオリンピック・セーリング競技会での装備として ISAF により選定された**艇のクラス規則**は、「レース中」に「広告」を表示する権利を決して禁止または制限をしてはならない。
- 20.5.5 **クラス規則**と「システム」の規則は、**艇**に対し**メインセール**に国旗および／または「競技者」の名前を表示することを許可または要求することができ、またそれぞれの寸法と位置を記載しなければならない。このような許可または要求は、「広告」を表示する「競技者」の権利の禁止または制限と見なしてはならない。

## 20.6 ISAF クラスと承認システムのスポンサーの広告

- 20.6.1 次の条件で、「ISAF クラス」と「承認システム」は、「ISAF クラス」の**艇**または「承認システム」に基づき認証された**艇**に対しこのスポンサー「広告」を表示することを要求するスポンサーとの契約を結ぶことができる。

- (a) 当該「クラス協会」または「承認システム」の管理団体が、自身の規則に従って、スポンサーシップ契約の原則を事前に承認した。
- (b) このスポンサー「広告」の表示が、規定 20.4 と表 1 に述べられたとおり、主催団体により確保されたエリアに制限される。
- (c) 「ISAF クラス」または「承認システム」が主催団体である大会、または「ISAF クラス」または「承認システム」が**艇**にこのスポンサー「広告」を表示することを許可する契約書を主催団体と締結した大会でのみ、**艇**はこのスポンサー「広告」を表示することを求められる。
- 20.6.2 「ISAF クラス」の国内クラス協会または「承認システム」の国内管理団体は、それぞれに国際「クラス協会」または国際管理団体の事前の承諾書なしに、**艇**に「広告」を表示することを要求するスポンサーシップ契約を結んではならない。

20.6.3 艇が規定 20.6.1 に基づくスポンサー「広告」と対立するであろう広告を表示することに「責任者」が自身の「各国協会」と同意した艇は、このスポンサー「広告」を表示する必要はないものとする。

## 20.7 製造業者とセールメーカーのマーク

20.7.1 表 2 に述べたマークの表示は常時許可され、この「広告規定」、**クラス規則**、「システム」の規則に記載されている「広告」を表示する権利への制限とは見なしてはならない。

20.7.2 製造業者のマークには、装備の設計者または製造業者の名前、ロゴ、その他の識別マークを含めてよい。

20.7.3 セールメーカーのマークには、セールメーカーまたは**セール・クロス**の製造業者の名前、ロゴ、その他の識別マーク、または**セール**のパターンもしくはモデルを含めてよい。

## 20.8 納付金

20.8.1 ISAF または「各国協会」は、必要に応じて、規定 20.2.3 に基づき認可を与える場合、納付金を請求することができる。

20.8.2 艇の「責任者」が規定 20.3.2 に従って広告を表示することを選択する場合、他の「各国協会」ではなく、この「責任者」の所属する「各国協会」がその艇に対する年間納付金を課すことができる。

20.8.3 艇は、規定 20.8 に従う場合を除き、この「広告規定」に従って「広告」を表示することで納付金の支払いを要求されることはないものとする。

## 20.9 抗議

20.9.1 この「広告規定」の違反を申し立てる抗議は、RRS 第 5 章により統制されるものとする。

20.9.2 プロテスト委員会は、抗議審問にて事実を認定後、艇および／または「競技者」がこの「広告規定」の条項に違反していると決定した場合、次のいずれかの処置を行わなければならない。

- (a) 艇の「責任者」または「競技者」に警告する。
- (b) そのレースまたはそのシリーズで、その艇にペナルティーを課す。
- (c) 公正と思われる他の調整を行う。ペナルティーを課さないこともある。

表 1 - 大会広告

許される広告 - 規定 20.4.1 参照

	艇体	ブーム	バックステイと カイト・ライン	セールとカイト
艇のタイプまたは大きさ	艇体の各側に。ただし、艇体の最も先の点から規定された長さ方向の距離の後方は除く。	ブームの各側の前の部分に	次の長方形寸法に納まるバックステイまたはカイト・ラインに取り付けた旗	セールの各側に。セール番号とブーム（ウィッシュボーン）の間でフット・メディアン・ラインの後方に付ける。
艇体の長さ 2.5 m 未満の艇 (1)	艇体の長さの 40 %	ブームの長さの 20 % 以下	広告なし	「広告」なし
艇体の長さ 2.5 m と 8 m の間の艇 (1)	1 m または艇体の長さの 25 % の大きい方		500 mm × 750 mm の旗 1 枚	
艇体の長さ 8 m を超える艇 (1)	2 m または艇体の長さの 20 % の大きい方		1 900 mm × 1 400 mm の旗 1 枚 (中心線バックステイがない艇の場合 2 枚まで)	
ウインドサーファー	「広告」なし	「広告」なし	「広告」なし	0.4 m <sup>2</sup> 以下
カイトボード	トップとボトムの表面の面積の任意の 25 %	「広告」なし	150 mm × 150 mm の旗 2 枚まで	「広告」なし
ラジオコントロール艇	艇体の長さの 40 %	「広告」なし	「広告」なし	「広告」なし

- この表中、「艇」という語には、ウインドサーファー、カイトボード、ラジオコントロール艇は含まれない。
- 艇にバックステイがない場合には、レース公示で旗をシュラウドに取り付けることを要求してよい。×

艇にバウ・トランサムまたはフォワード・トランサムがある場合、広告は上の表に規定された艇体のエリアに加えてこの部分に許されるものとする。

表 2 - 製造業者とセールメーカーのマーク

許されるマーク - 規定 20.7.1 参照

	艇体	スパーと装備	セールとカイト
艇のタイプまたは大きさ	艇体の各側で、設計者また建造者の名前またはマークを含めてよい	スパーの各側とその他の装備の各側に	セールとカイトの各側に
艇体の長さ 2.5 m 未満の艇 (1)	艇体の長さの 15 % × 150 mm の長方形内に納まるマーク 1 個	長さ 300 mm 以下のマーク 1 個	150 mm × 150 mm の正方形内に納まるマーク 1 個。スピネーカーを除き、マークのどの部分も 300 mm またはフットの長さの 15 % のいずれか大きい方を超えてタックの点から離して付けてはならない。
艇体の長さ 2.5 m 以上の艇 (1)	500 mm × 150 mm の長方形内に納まるマーク 1 個		
ウインドサーファー	制限なし	長さ 300 mm 以下のマーク 1 個	150 mm × 150 mm の正方形内に納まるマーク 1 個。マークのどの部分もタックの点からフットの長さの 20 % またはクリューの点から 500 mm を超えて離して付けてはならない。
カイトボード	制限なし	適用なし	制限なし
ラジオコントロール艇	艇体の長さの 15 % × 150 mm の長方形内に納まるマーク 1 個	長さ 300 mm 以下のマーク 1 個	直径 50 mm の円内に納まるマーク 1 個

- この表中、「艇」という語には、ウインドサーファー、カイトボード、ラジオコントロール艇は含まれない。

## 附属書 2 - ドーピング防止規定

### 21. ドーピング防止規定

#### 序

##### 前置き

2008年11月に開催されたISAF年次会議において、国際セーリング連盟（ISAF）は改正（2009）「世界ドーピング防止規定」（『WADA 規定』）を受諾した。このドーピング防止規則は『WADA 規定』に基づくISAFの責務に従って、採用され、実行され、セーリング・スポーツでのドーピングを根絶するためにISAFが引き続き努力を促進することにある。

ドーピング防止規則は、競技会の規則と同様、スポーツを行う上での条件を取り決めるスポーツの規則である。競技者およびその他の人は、この規則を参加の条件として承諾し、この規則に拘束されなければならない。ドーピング防止の原則を世界的な、調和の取れた方法で実施することを目的とするこれらのスポーツ特有の規則および手続きは、刑事手続きおよび雇用に関する事項に適用のある国内の要件および法的基準とは性質上区別され、それゆえ、それらに従うものではなく、これらにより制約されるものでもない。すべての法廷、仲裁裁判所およびその他の裁定機関には、一定の事件に関する事実や法律の検討をするにあたり、『WADA 規定』におけるドーピング防止規則が特異な性質を有すること、およびこれらの規則が公正なスポーツを目指す世界中の幅広い関係者からの賛同を得ていることに留意し、それを尊重することを勧める。

##### 『WADA 規定』とISAFドーピング防止規則の基本原則

ドーピング防止・プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、「スポーツ精神」と呼ばれ、オリンピック精神の真髄でもある。真のプレイのあり方を示したのものである。スポーツ精神は、人間の魂、身体および心を祝福するものであり、次に掲げる価値によって特徴づけられる。

- 倫理観、フェア・プレーと誠意
- 健康
- 優れた競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取り組み
- 規則・法律を尊重する姿勢
- 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

ドーピングは、スポーツの精神に根本的に反するものである。

##### 適用範囲

このドーピング防止規則は、ISAF、各ISAF加盟各国協会（MNA）、および参加者の会員資格、認証またはISAF、MNAまたはそれらの活動もしくは競技大会への参加によりISAFまたはMNAの活動に参加する各参加者に適用される。MNAの会員ではないが、ISAF検査対象者登録リストに掲げられる要件を備えている人は、遅くとも国際競技大会または所属するMNAの競技大会に参加する12か月前には、その人のMNAの会員となり、検査を応じなければならない。

MNA の競技者についての国内レベルの検査すべてがこのドーピング防止規則に適合するようにすることは、各 MNA の責任である。多くの国では、MNA がこのドーピング防止規則に記載されたドーピング・コントロールを管理している。他の国では、MNA のドーピング・コントロールの責任の多くを国内ドーピング防止機関へ規定により委託するか、または割り当てていた。これらの国では MNA に対するドーピング防止規則中の引用は、MNA の国内ドーピング防止機関へ適用するものとする。このドーピング防止規則は ISAF とその MNA が管轄しているドーピング・コントロールすべてに適用するものとする。

ドーピング・コントロールは、RRS 基本規則 5 の要件を守るために管理される。

## 定義

### 違反が疑われる分析報告

分析機関またはその他の認定検査機関からの報告のうち、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカ一の存在（内因性物質の量的増大を含む。）が検体において確認されたもの、または禁止方法の使用の証拠が検体において確認されたものをいう。

### ドーピング防止機関

ドーピング・コントロールの過程に関する規則を採択し、ドーピング・コントロールの過程の開始、実施、または執行に責任を負う署名当事者をいう。具体例としては、国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、その他の主要大会機関であって自己の競技大会において検査を実施する団体、WADA、国際競技連盟、国内ドーピング防止機関等が挙げられる。

### 競技者

国際的な水準（定義については各国際競技連盟が定める）または国内的な水準（定義については各国内ドーピング防止機関が定めるものとし、その検査対象者登録リストに記載された人を含むが、これに限られない。）のスポーツに参加するすべての人、および『WADA 規定』を受諾している署名当事者もしくはその他のスポーツ機関の管轄下にあるその他の競技参加者をいう。検査および TUE 等を含む『WADA 規定』のすべての条項は、国際的な水準および国内的な水準の競技参加者に適用される。国内ドーピング防止機関は、現在または将来において国内的な水準の競技参加者とはならないレクリエーション・レベルまたはマスターズの競技参加者のために、検査を行い、またドーピング防止規則を適用することを選択することができる。ただし、国内ドーピング防止機関は、『WADA 規定』の必ずしもすべての条項を当該人に適用する必要はない。『WADA 規定』と抵触しない限りにおいて、国際的な水準または国内的な水準ではない競技参加者のドーピング・コントロールのために国内規則を定めることができる。従って、国は、レクリエーション・レベルの競技参加者に対し検査を実施することを選択することはできるが、事前の TUE または居場所情報を要求することはできない。同様に、マスターズの競技参加者のみを対象とする競技大会を開催する主要競技大会機関も、競争者を検査に選ぶことができるが、事前の TUE 申請や居場所情報を要求することはできない。規定 21.2.7（投与または投与を企てること）およびドーピング防止情報ならびに教育との関係で、『WADA 規定』を受諾している署名当事者、政府その他のスポーツ団体の傘下においてスポーツに参加する人は、競技者に該当する。

### 競技支援要員

スポーツ競技会に参加し、またはそのための準備を行う競技者と共に行動し、治療を行い、または支援を行う指導者、トレーナー、監督、代理人、チーム・スタッフ、公式役職員、医師・医療従事者、親またはその他の人をいう。

### 企て

ドーピング防止規則違反の遂行につながる行為の過程において、実質的な段階を構成する行為に意図的に携わることを用いる。ただし、企てに関与していない第三者によって察知される前に人がその企てを放棄した場合には、その企てのみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。

**非定型報告**

違反が疑われる分析報告の決定に先立ってなされる、「分析機関に関する国際基準」またはこれに関連する技術に関する文書に規定された更なる調査を要求する旨の、分析機関またはその他の WADA に承認された団体からの報告をいう。

**CAS**

スポーツ仲裁裁判所をいう。

**『WADA 規定』**

世界ドーピング防止規定をいう。

**競技会**

個人の競争、対戦競技、団体競技または単独の競技をいう。具体例としては、バスケットボールの試合やオリンピックの 100 メートル走の決勝戦が挙げられる。段階的に記録を重ねる競争その他の競技種目のうち日々またはその他の中間的な間隔で賞が授与されるものについては、適用のある国際競技連盟の規則において競技会と競技大会との区別が定められている。

**ドーピング防止規則違反の結果**

競技者またはその他の人がドーピング防止規則違反を犯した場合に、次に掲げるもののうちの 1 または 2 以上の措置が講じられることをいう。(a) **失効**とは、特定の競技会または競技大会における競技者の成績が取り消されることをいい、獲得されたメダル、得点および賞のはく奪を含む措置が科せられる。(b) **資格停止**とは、一定期間にわたって、競技者その他の人に対して、規定 21.10.9 (資格停止中の地位) に規定されている競技会もしくはその他の活動への参加が禁止され、または資金支給が停止されることをいう。(c) **暫定的資格停止**とは、規定 21.8 (公正な聴聞会に参加する権利) に基づき開催される聴聞会において最終的な決定がなされるまで、競技者その他の人の競技会への参加が暫定的に禁止されることをいう。

**失効**

上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

**ドーピング・コントロール**

居場所情報の提供、検体の採取および取扱い、分析機関における分析、TUE、分析結果の管理ならびに聴聞会を含む、検査配分計画の立案から不服申立ての最終的な解決までのすべての段階および過程をいう。

**競技大会**

単一の決定機関の下で実施される一連の競技会をいう (例、オリンピック競技会、ISAF 世界選手権大会、汎アメリカ大会)。

**競技大会の期間**

競技大会の決定機関により定められた、競技大会の開始と終了の間の時間をいう。

**競技会 (時)**

競技会検査と競技会外検査とを区別するために、競技会 (時) とは、競技大会の最初のレースの予告信号の予定時刻から競技大会の最終レース後のプロテスト時間の終了までの期間をいう。

**独立オブザーバー・プログラム**

オブザーバー・チームが WADA の監督下で、特定の競技大会におけるドーピング・コントロールの過程を観察し、それについての助言を提供し、観察事項に関して報告を行うことをいう。

**個人スポーツ**

チーム・スポーツ以外のスポーツをいう。

### 資格停止

上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

### 国際競技大会

国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、国際競技連盟、主要競技大会機関またはその他の国際スポーツ団体が決定機関であり、当該競技大会に関して公式技術役員を指名している競技大会をいう。

### 国際水準の競技者

国際競技連盟の検査対象者登録リストに掲げられるものとして、1 または 2 以上の国際競技連盟により指定された競技者をいう。

### 国際基準

『WADA 規定』を支援する目的で WADA により採択された基準をいう。国際基準(他に採りうる基準、慣行または手順に対して)を順守しているというためには、国際基準に盛り込まれた手続きを適切に実施していると判断されることが必要である。国際基準には、国際基準に基づき公表された技術上の文書を含む。

### 主要競技大会機関

国内オリンピック委員会の大連合およびその他の複数スポーツを主管する国際的な組織であって、大陸、地域内またはその他の国際競技大会の決定機関として機能する組織をいう。

### マーカ

化合物、化合物の集合体または生物学的パラメーターであって、禁止物質または禁止方法の使用を示すものをいう。

### 代謝物

生体内変化の過程により生成された物質をいう。

### 未成年者

居住国の適用のある法に定められている、成年年齢に達していない自然人をいう。

### 国内ドーピング防止機関

各国内において、ドーピング防止規則の採択および実施、検体採取、検査結果の管理ならびに聴聞会の監督に関して、第 1 位の権限を有し、責任を負うものとして国の指定を受けた団体をいう。上記には、複数の国により当該複数の国のために地域ドーピング防止機関として指定を受けた団体も含まれる。関連当局によって当該指定が行われなかった場合、当該国の国内オリンピック委員会またはその指定を受けたものが国内ドーピング防止機関となる。

### 国内競技大会

国際水準の競技者または国内水準の競技者が参加する競技大会のうち国際競技大会でないものをいう。

### 加盟各国協会 (MNA)

当該国で ISAF のスポーツを管理する団体として、ISAF の会員であるか、または ISAF が承認している国内団体をいう。ISAF 規約 1 による。

### 国内オリンピック委員会

国際オリンピック委員会公認の組織をいう。国内スポーツ連合が国内オリンピック委員会のドーピング防止の分野における典型的な責任を負う国においては、国内オリンピック委員会には、当該国内スポーツ連合を含むものとする。

### 事前通告なし

ドーピング・コントロールの過程のうち、競技者に予告なしに実施され、かつ、検査の通告の時から検体の提出までの間、競技者に対して継続して付添人を付けることをいう。

**過誤または過失がないこと**

競技者が禁止物質もしくは禁止方法の使用または投与を受けたことについて、自己が知らずまたは推測もせず、かつ最高度の注意をもってしても合理的には知り得ず推測もできなかったであろう旨を当該競技者が証明していることをいう。

**重大な過誤または過失がないこと**

事情を総合的に勘案し、過誤または過失がないことの基準を考慮した時に、ドーピング防止規則違反との関連において、競技者の過誤または過失の度合いが重大なものではなかった旨を当該競技者が証明していることをいう。

**競技会外**

競技会時におけるドーピング・コントロール以外のドーピング・コントロールをいう。影響を受ける競技参加者が競技したまたは参加申し込みをしているまたは競技すると思われる競技会の当日にドーピング・コントロールが実施される場合、検査は競技会時とみなすものとする。その他の公表していないドーピング・コントロールすべては、競技会外 (OOCT) とみなすものとする。

**参加者**

競技者または競技支援要員をいう。

**人**

自然人または組織その他の団体をいう。

**保有**

実際に物理的に保有している状態、または擬制保有をいう（これに該当するものは、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしている場合に限られる）。ただし、禁止物質もしくは禁止方法に対して、または禁止物質もしくは禁止方法が存在する場所に対して、人が排他的に支配を及ぼしていない場合には、擬制保有には、当該人が禁止物質または禁止方法の存在を承知しており、かつ、これに対して支配を及ぼす意図があったもののみが該当する。ただし、人が、ドーピング防止規則に違反した旨の通知（種類は問わない）を受ける前に、ドーピング防止機関に対する明確な表明という形により、保有の意思がなく、保有を放棄した旨を証明する具体的な行為を起こしていた場合には、当該保有のみを根拠としてドーピング防止規則違反があったことにはならない。これに対し、本定義における異なる記載にかかわらず、禁止物質または禁止方法の購入（電磁的その他の方法を含む）は、当該購入人による保有を構成する。

**禁止表**

『WADA 規定』4.1 項に記載されている通り、WADA により公表され、折に改定される禁止物質および禁止方法を特定した表をいう。

2011 年禁止表は次にてオンラインで入手できる。

[www.wada-ama.org/Documents/World\\_Anti-Doping\\_Program/WADP-Prohibited-list/To\\_be\\_effective/WADA\\_Prohibited\\_List\\_2011\\_EN.pdf](http://www.wada-ama.org/Documents/World_Anti-Doping_Program/WADP-Prohibited-list/To_be_effective/WADA_Prohibited_List_2011_EN.pdf)

（日本語版：[www.anti-doping.or.jp/downloads/prohibited\\_list/2011\\_ProhibitedList\\_JP.pdf](http://www.anti-doping.or.jp/downloads/prohibited_list/2011_ProhibitedList_JP.pdf)）

**禁止方法**

禁止表に掲げられている方法をいう。

**禁止物質**

禁止表に掲げられている物質をいう。

**暫定聴聞会**

『WADA 規定』7.5 項との関係において、規定 21.8（公正な聴聞会に参加する権利）に基づく聴聞会に先立って開催される略式の聴聞会であって、競技者に対して通知を交付し、書面または口頭で意見を聴取する機会を与えるものをいう。

**暫定的資格停止** 上記のドーピング防止規則違反の結果を参照すること。

**情報開示 または 公開報告**

規定 21.14 (MNA の ISAF 規則の組み込み、報告および認識) に従って早期に通知を受けられる人の範囲を超えて一般社会または一般の人に対して情報を広めまたは配布することをいう。

**検査対象者登録リスト**

国際競技連盟または国内ドーピング防止機関の検査配分計画の一環として、競技会検査および競技会外検査の双方を受けなければならない、最高位の競技者について各国際競技連盟および国内ドーピング防止機関が別々に定めたリストをいう。ISAF 検査対象者登録リストの目的は、ISAF と WADA による OOC T を容易にするために居場所情報の提供を ISAF が求める最高位の国際競技者を特定することにある。

**そきゅう  
遡及的TUE**

「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」に定義されたとおり。

**検体**

ドーピング・コントロールにおいて採取された生体物質をいう。

**署名当事者**

『WADA 規定』に署名し、『WADA 規定』を順守することに同意した団体をいい、国際オリンピック委員会、国際競技連盟、国際パラリンピック委員会、国内オリンピック委員会、国内パラリンピック委員会、主要競技大会機関、国内ドーピング防止機関および WADA を含む。

**特定物質**

規定 21.4.1 (b) に定義されたとおり。

**実質的な支援**

規定 21.10.4 (c) との関係において、実質的な支援を提供しようとする人は、(1) 自己が保有するドーピング防止規則違反に関するすべての情報を署名入りの書面により完全に開示し、(2) ドーピング防止機関または聴聞パネルからの要求がある場合には聴聞会において証言をするなど、当該情報に関する調査及び裁定に対し十分に協力しなければならない。さらに、提供された情報は、信頼できるものであり、かつ、手続きが開始された事件の重大な部分を含むものでなければならず、仮に手続きが開始されていない場合には、手続きの開始に十分な根拠を与えるものでなければならない。

**不当な改変**

不適切な目的または不適切な方法で変更すること、不適切な影響を発生させること、不適切な形で介入すること、結果の変更もしくは通常の手続きを踏むことの回避を目的として妨害し、もしくは詐欺的行為に携わること、または不実の情報をドーピング防止機関に提供することをいう。

**特定対象検査**

特定競技者または競技者グループを一定期間に検査対象として選択的に抽出して行う検査をいう。

**チーム・スポーツ**

競技会中に、選手交代が認められるスポーツをいう。

**検査**

ドーピング・コントロールの過程のうち、検査配分計画の立案、検体の採取、検体の取扱いならびに分析機関への検体の輸送を含む部分をいう。

**不法取引**

ドーピング防止機関の管轄に服する **競技者**、**競技者支援要員**またはその他の人が、第三者に対し、**禁止物質**または**禁止方法**を販売、供与、輸送、送付、配送または配達すること（物理的方法、電磁的方法その他方法を問わない）をいう。ただし、**純粋かつ合法的な治療の目的**またはその他の正当化事由がある善良な医師による**禁止物質**を含む行為はこの定義に含まれず、また、**禁止物質**が、**純粋かつ合法的な治療の目的**によるものではなかったことが全体として証明された場合を除き、**競技会外検査**において禁止されていない**禁止物質**を含む行為はこの定義に含まれない。

**TUE**

規定 21.2.5 (a) に定義されたとおり。

**TUE パネル**

規定 21.4.3 (d) に定義されたとおり。

**ユネスコ国際規約**

2005 年 10 月 19 日のユネスコ総会の第 33 回会期において採択されたスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約ならびに同規約の締約国および締約国会議において採択されたそのすべての改定をいう。

**使用**

**禁止物質**を利用し、塗布し、服用し、注入しもしくは摂取することまたは**禁止方法**によりこれらを行うことをいい、その手段を問わない。

**WADA**

世界ドーピング防止機構をいう。

**ドーピングの定義**

21.1       ドーピングとは、このドーピング防止規則規定 21.2 に定められている 1 または 2 以上のドーピング防止規則違反が発生することをいう。

**ドーピング防止規則違反**

**競技者**またはその他の人は、ドーピング防止規則違反の構成要件、**禁止表**に掲げられた物質および方法を知る責任を負わなければならない。

次に掲げるものがドーピング防止規則違反を構成する。

21.2       **競技者の検体に、禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること**

- (a) **禁止物質**が体内に入らないようにすることは、各**競技者**が自ら取り組まなければならない責務である。自己の**検体**に**禁止物質**またはその**代謝物**もしくは**マーカー**が存在した場合、**競技者**がその責任を負う。従って、規定 21.2 に基づくドーピング防止規則違反を証明するためには、**競技者側**に**使用**に関しての意図、過誤、過失また**使用**を知っていたことが示される必要はない。
- (b) 次のいずれかが証明された場合、規定 21.2 に基づくドーピング防止規則違反の十分な証拠となる。**競技者の A 検体**に**禁止物質**またはその**代謝物**もしくは**マーカー**が存在した場合であって、当該**競技者**が **B 検体**の分析を放棄し、**B 検体**の分析が行われない場合、または、**競技者の B 検体**が分析され、**B 検体**が、**A 検体**で発見された**禁止物質**またはその**代謝物**もしくは**マーカー**の存在を追認した場合。

- (c) 禁止表に量的報告閾値が明記されている物質を除き、競技者の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカ存在が検出された場合、その量の多少にかかわらず、ドーピング防止規則違反が成立する。
- (d) 規定 21.2 における一般規則の例外として、内因的にも生成され得る禁止物質の評価に特別の基準を禁止表または国際基準において定めることができる。

#### 21.2.1 競技者が禁止物質もしくは禁止方法を使用することまたはその使用を企てること

- (a) 禁止物質が体内に入らないようにすることは、各競技者が自ら取り組まなければならない責務である。従って、禁止物質または禁止方法の使用についてのドーピング防止規則違反を証明するためには、競技者側に使用に関しての意図、過誤、過失または使用を知っていたことがあったことが示される必要はない。
- (b) 禁止物質もしくは禁止方法の使用が成功したか否かは重要ではない。ドーピング防止規則違反は、禁止物質もしくは禁止方法を使用したこと、またはその使用を企てたことにより成立する。

#### 21.2.2 このドーピング防止規則において認められた通告を受けた後に、検体の採取を拒否し、もしくはやむを得ない理由によることなく検体の採取を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避すること。

#### 21.2.3 「検査に関する国際基準」 11.3 項に従って要請された居場所情報未提出（「未提出」）および「検査に関する国際基準」 11.4 項に従って宣告された居場所で検査できなかったこと（「検査未了」）を含む、競技者が「検査に関する国際基準」に定められた競技会外検査（OOCT）への競技者の参加に関する要請に違反すること。検査未了の回数または居場所情報未提出の回数が、ISAFまたは競技者を管轄するドーピング防止機関により宣告された 18 か月以内の期間に単独でまたは合わせて 3 度に及んだ場合には、ドーピング防止規則違反を構成する。

#### 21.2.4 ドーピング・コントロールの一部に不当な改変を施し、または不当な改変を企てること。

#### 21.2.5 禁止物質および禁止方法を保有すること。

- (a) 禁止物質もしくは禁止方法を競技会において競技者が保有し、または OOCT で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を競技会外において競技者が保有すること。ただし、当該保有が規定 21.4.3（治療目的使用）に従って付与された治療目的使用（「TUE」）またはその他の正当な理由に基づくものであることを競技者が証明した場合を除く。
- (b) 競技者、競技会またはトレーニングに関係して、禁止物質または禁止方法を競技会において競技者支援要員が保有し、または競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を競技会外において競技者支援要員が保有すること。ただし、当該保有が規定 21.4.3（治療目的使用）に従って付与された TUE またはその他の正当な理由に基づくものであることを競技者支援要員が証明した場合を除く。

#### 21.2.6 禁止物質もしくは禁止方法の不正取引を実行し、または不正取引を企てること。

#### 21.2.7 競技会において、競技者に対して禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、または競技会外において、競技者に対して競技会外で禁止されている禁止物質もしくは禁止方法を投与すること、もしくは投与を企てること、またはドーピング防止規則違反もしくはドーピング防止規則違反の企てを伴う形で支援し、助長し、援助し、教唆し、隠蔽し、もしくはその他の形で共謀すること。

## ドーピングの証明

### 21.3 挙証責任および証明の程度

ドーピング防止規則違反が発生したことを証明する責任は、ISAF およびその MNA が負うものとする。証明の程度は、聴聞パネルが ISAF またはその MNA の主張が真摯に行われているという心証を持ち、納得できる程度にドーピング防止規則違反を ISAF またはその MNA が証明できたか否かとする。当該証明の程度は、すべての事件について単なる可能性では不十分であるが、合理的疑いの余地がない程度に証明される必要はない。一方、ドーピング防止規則に違反したと主張された競技者またはその他の人が推定事項に反論し、または特定の事実や事情を証明するための挙証責任をこの規則によって負わされる場合、証明の程度は、競技者がより高度の挙証責任を要求される規定 21.10.3 および 21.10.5 に規定される場合を除き、可能性の比較によるものとする。

#### 21.3.1 事実および推定事項の証明方法

ドーピング防止規則違反に関する事実は、自白を含む信頼性のおける手段により証明することができる。ドーピング事件においては、次の証明原則が適用されるものとする。

- (a) WADA 認定の分析機関では、「分析機関に関する国際基準」に従って検体の分析および管理の手続きを実施しているものと推定される。競技者またはその他の人は、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような、「分析機関に関する国際基準」からの乖離を証明することにより上記の推定に反論できる。

競技者またはその他の人が、違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうるような「分析機関に関する国際基準」からの乖離を提示することによって上記の推定に反論しようとする場合には、ISAF またはその MNA は、その乖離が、違反が疑われる分析報告の原因ではないことを証明する責任を負わなければならない。

- (i) その他の何らかの国際基準または他のドーピング防止規則からの乖離があっても、違反が疑われる分析報告またはその他のドーピング防止規則違反が当該乖離を原因とするものではない場合には、これらの結果等は無効にはならない。違反が疑われる分析報告の合理的な原因となりうる上記国際基準またはドーピング防止規則からの乖離を競技者またはその他の人が証明した場合には、ISAF またはその MNA は、当該乖離が、違反が疑われる分析報告の原因となるものではないこと、またはドーピング防止規則違反の根拠となった事実の基礎をもたらしたものではないことを証明する責任を負わなければならない。
- (ii) 管轄権を有する裁判所または専門的な裁決機関により下され、それについて不服申立てがなされていない決定によって証明された事実については、競技者またはその他の人が、当該決定が自然的正義の原則に反するものであることを証明する場合を除き、競技者またはその他の人にとって反証できない証拠となるものとする。

聴聞会までに合理的な時間的余裕を与えた上での要請の後に、（直接または裁決機関の指示に基づき電話により）聴聞会に出頭し、かつ、聴聞パネルまたはドーピング防止規則違反を主張するドーピング防止機関からの質問に対して回答することについて、競技者またはその他の人がこれを拒絶した場合には、聴聞パネルは、その事実を根拠として、ドーピング防止規則に違反した旨主張された競技者またはその他の人に対して不利益となる推定を行うことができる。

## 禁止表

### 21.4 禁止表との一体化

このドーピング防止規則は、禁止表と一体となっている。ISAF は各 MNA に対し現行の禁止表を入手できるようにし、各 MNA は現行の禁止表が会員と構成団体に確実に入手できるようにしなければならない。

#### 21.4.1 禁止表において特定される禁止物質および禁止方法

##### (a) 禁止物質および禁止方法

禁止表または改定版において特別の定めがある場合を除き、ISAF による特別の行為を要せずに、当該禁止表および改定版の効力は、WADA による禁止表の公表から 3 か月後にこのドーピング防止規則に基づき有効となるものとする。『WADA 規定』4.2 項に記載されているとおり、ISAF は、WADA がセーリング・スポーツについて禁止表、またはセーリング・スポーツ内でのいくつかの規律を拡大することを要請できる。ISAF は、WADA が『WADA 規定』4.5 項に記載された監視プログラム内でセーリング・スポーツでの乱用の可能性のある追加の物質または方法を含めることも要請することもできる。『WADA 規定』に定められたとおり、WADA は ISAF によるこのような要請について最終決定を行うものとする。

##### (b) 特定物質

規定 21.10（個人に対する制裁措置）の適用にあたり、すべての禁止物質は、(a) 蛋白同化薬およびホルモンの各分類の物質、ならびに (b) 禁止表に明示された興奮薬およびホルモン拮抗薬および調節薬を除き、「特定物質」とされるものとする。禁止方法は特定物質とはされないものとする。

##### (c) 新種の禁止物質

『WADA 規定』4.1 項に従い WADA が新種の禁止物質を追加することにより禁止表を拡張する場合、WADA 常任理事会は、新種の禁止物質の全部または一部について、規定 21.4.1 (b) に基づく特定物質とするかどうかを決定しなければならない。

#### 21.4.2 禁止表に物質および方法を掲げる際の判断基準

『WADA 規定』4.3.3 項に定められているとおり、禁止表に含める禁止物質および禁止方法、ならびに禁止表の区分への物質の分類に関する WADA の判断は最終的なものであり、当該物質もしくは方法が隠蔽薬ではないこと、または競技力を向上させず、健康上の危険を及ぼさず、もしくはスポーツの精神に反するおそれがないことを根拠に競技者またはその他の人が異議を唱えてはならない。

#### 21.4.3 治療目的使用

- (a) 競技者が禁止物質または禁止方法の使用を要する旨の診断書を有する場合には、その者がまず TUE を得なければならない。禁止物質またはその代謝物もしくはマーカが存在すること（規定 21.2）、禁止物質もしくは禁止方法を使用することまたはその使用を企てること（規定 21.2.1）、禁止物質または禁止方法を保有すること（規定 21.2.5）、または、禁止物質もしくは禁止方法を投与すること（規定 21.2.7）は、「治療目的使用に関する国際基準」に基づき定められた TUE に関する規定に合致する限りにおいて、ドーピング防止規則違反とはみなされないものとする。
- (b) 規定 21.4.3 (c) に従って、検査対象者登録リストに ISAF が含めた競技者、または国際競技大会に参加するその他の競技者は、（競技者があらかじめ国内レベルでの TUE を受け取っていたかどうかに関係なく）ISAF から TUE を得なければならない。TUE の申請は、できるだけ早く（検査対象者登録リストの競技者の場合、最初にリストに含めると通告されたときとなるであろう）、また（緊急の場合）競技大会へ競技者が

参加する遅くとも 21 日前に行わなければならない。ISAF より認められた TUE は競技者の MNA および WADA に報告されるものとする。治療を理由に禁止物質または禁止方法の使用の必要がある検査を受けるその他の競技者は、国内ドーピング防止機関または MNA が指定したその他の機関から国内ドーピング防止機関またはその他の機関の規則に基づき要求されるとおりに、TUE を得なければならない。MNA はこのような TUE を直ちに ISAF および WADA に報告しなければならない。

- (c) 規定 21.4.3 (b) の唯一の例外は、「治療目的使用に係る例外措置に関する国際基準」7.13 項に従って、ISAF の検査対象者登録リストになくて、ぜんそくまたは臨床変形の 1 つの治療のために糖質コルチコイドおよび/またはホルモテロール、サルブタモール、サルメテロールもしくはテルブタリンを吸入する競技者は、ISAF が明示している場合を除き、国際競技大会参加に先立って TUE を必要としない。その代わりに、必要な場合には、このような競技者は、「治療目的使用に係る例外措置に関する国際基準」7.13 項およびこのドーピング防止規則規定 21.7 (c) に従って、当該競技大会後に遡及的 TUE を申請することができる。
- (d) ISAF 執行委員会は、TUE に関する要請を検討するための医師のパネルを指名するものとする（「TUE パネル」— 現行 ISAF 医事委員会メンバーから構成するものとする）。TUE 要請の ISAF の受理に関して、TUE パネルの委員長はこの要請を検討するために TUE パネルの 1 名または 2 名それ以上のメンバー（委員長を含めることができる）を任命しなければならない。指名された TUE パネルのメンバーは速やかに「治療目的使用に係る例外措置に関する国際基準」に従ってこの要請を評価し、この要請についての決定を行わなければならない。この決定は ISAF の最終決定とする。
- (i) 50 海里以上の外洋レースでは、緊急医療処置のための禁止物質または禁止方法の使用は記録されなければならない。緊急事態や例外的状況を ISAF 医事委員会の納得が得られた場合には、ISAF 医事委員会は適切に必要とされたこのような使用と薬物治療の保有を追認することができる。
- (ii) 積み込まれている禁止物質を用いる場合には、準備されたことの説明を必要とし、遡及的 TUE についての過程が実施される。
- (iii) ISAF または加盟各国協会または国内オリンピック委員会 (NOC) の承認により、チーム・ドクターまたは自身の管理下にあるセーリングの競技参加者、公式役職員その他の者に責任のある医師は、その状況で必要とされ、医師倫理綱領の宣誓の約束で用いる薬物治療を行い、用いることができる。ISAF 医事委員会はこのような使用を追認することができる。
- (e) WADA は、競技者の要請または自身の主導で ISAF による TUE の承認または却下を審査できる。TUE の承認または却下がその時点で有効な「治療目的使用に係る例外措置に関する国際基準」に合致しないと WADA が判断した場合には、WADA はその決定を覆すことができる。TUE についての決定は、規定 21.13（不服申立て）に規定されているその上の不服申立てに従わなければならない。

## 検査

### 21.5 検査する機関

MNA の管轄下にあるすべての競技者は、ISAF、競技者の MNA、および参加している競技会または競技大会での検査に責任のあるその他のドーピング防止機関による競技会検査 (ICT) を受けなければならない。MNA の管轄下にあるすべての競技者は、資格停止期間

または暫定的資格停止期間にある競技者を含め、いつでもいかなる場所でも事前通告があってもなくても ISAF、WADA、競技者の MNA、競技者が現にいる国の国内ドーピング防止機関、オリンピック競技会中 IOC、およびパラリンピック競技会中 IPC による OOCCT も受けなければならない。特定対象検査が、優先的に実施される。

#### 21.5.1 ISAF の検査についての責任

ISAF は、ISAF または ISAF の代理が実施するすべての検査の監督を含め、「検査に関する国際基準」第 4 条に従ってセーリング・スポーツの検査配分計画を作成し、その計画を実施する責任があるものとする。検査は、ISAF の会員または ISAF が権限を与えたその他の資格のある人により実施することができる。

#### 21.5.2 検査基準

ISAF およびその MNA が実施する検査は、検査の時点で有効な「検査に関する国際基準」に実質的に従うものとする。

- (a) 血液（またはその他の尿以外のもの）検体は、手順のスクリーニング目的または長期の血液のプロフィール（「パスポート」）のために禁止物質または禁止方法の検出に用いることができる。血液がスクリーニングのためだけに採取された場合には、このドーピング防止規則に基づく尿検査について競技者を特定する以外に競技者についての結論はない。この場合に、どの血液パラメーターをスクリーニング検体で測定するとよいか、また競技者が尿検査のために選ばれるとよいかを示すために、そのパラメーターをどのレベルで用いるかを、ISAF は自身の裁量で決定することができる。ただし、検体が長期の血液のプロフィール（「パスポート」）のために採取された場合には、『WADA 規定』2.2 項に従ってドーピング防止目的のために使用することができる。

#### 21.5.3 検査の同等

ISAF および MNA は、検査での不必要な重複を避けるために WADA 情報センターを通して完了した検査を速やかに報告しなければならない。

#### 21.5.4 競技者の居場所要件

- (a) ISAF は、「検査に関する国際基準」の居場所要件に適合することを要請された競技者の検査対象者登録リストを特定しており、この検査対象者登録リストに含めるべき競技者の基準とともに、問題となる期間に関する基準を満たす競技者のリストを公表しなければならない。ISAF は検査対象者登録リストに含める基準を検討、更新し、定められた基準に従って適切に折に検査対象者登録リストの地位を改定しなければならない。

検査対象者登録リストの各競技者は、(a) 「検査に関する国際基準」11.3 項に述べられ方法で半年ごとに自己の居場所を ISAF に通知しなければならない；(b) 常に正確かつ完全であるように、「検査に関する国際基準」11.4.2 項に従って必要に応じて当該情報を更新しなければならない；(c) 「検査に関する国際基準」11.4 項に従って当該居場所で検査を受けられるようにしなければならない。

- (b) 競技者が居場所を ISAF に対し通知しない場合には、「検査に関する国際基準」11.3.5 項の条件が満たされている規定 21.2.3 に関して居場所情報未提出とみなすものとする。
- (c) 競技者が宣告した居場所で検査を受けられない場合には、「検査に関する国際基準」11.4.3 項の条件が満たされている規定 21.2.3 に関して検査未了とみなすものとする。

- (d) 各 MNA は、トップ・レベルの国内競技者の国内的水準の検査対象者登録リストを作成するときに国内ドーピング防止機関へも通知しなければならない、その者には「検査に関する国際基準」の居場所要件も適用されるものとする。これらの競技者が ISAF の検査対象者登録リストにも掲げられている場合、ISAF および国内ドーピング防止機関は、競技者からの居場所情報の受理および規定 21.5.4 (e) に従ってその他（およびその他のドーピング防止機関）との共有に責任を負うことに（要請された場合には WADA の援助で）同意する。
- (e) 規定 21.5.4 (a) および (e) に従って提供される居場所情報は、ドーピング・コントロール目的のみに使用すると厳しい条件を含めて、「検査に関する国際基準」11.7.1 (d) 項および 11.7.3 (d) 項に従って競技者の検査を管轄する WADA およびその他のドーピング防止機関と共有するものとする。

### 21.5.5 競技会への引退と復帰

- (a) 競技者が ISAF に対し引退したと書面で通知した場合を除き、その通知をするまで、または ISAF の検査対象者登録リストに含まれる基準を満たさなくなり、かつその旨を ISAF から通知されるまで、ISAF の検査対象者登録リストに含めると ISAF により特定された競技者は、「検査に関する国際基準」の居場所要件に適合する義務を含めて、このドーピング防止規則に引き続き従わなければならない。
- (b) ISAF に対し引退の通知をした競技者は、競技への復帰を望む 6 か月前までに ISAF へ通知して、（要求された場合には）実際に競技会に復帰するまでの間いつでも「検査に関する国際基準」の居場所要件への適合を含めて、非通知の競技会外検査を受けられる場合を除き、競技を再開することはできない。
- (c) MNA/国内ドーピング防止機関は、国内の検査対象者登録リストにある競技者に対し競技会への引退と復帰について同様の要件を制定することができる。

### 21.5.6 検査対象競技者の選定

- (a) 国際競技大会では、ISAF が、実施するフィニッシュ順位検査、ランダム検査および特定対象検査の数を決定するものとする。

次の競技者は、国際競技大会でそれぞれの競技会について検査を受けなければならない。

- (i) シングル・ハンドの艇で競争する競技大会：競技会で上位 3 位以内にフィニッシュした競技者に、ランダムに選定した競技会でのその他の競技者 1 名を加える。
- (ii) 残りのその他の競技大会すべて：上位 3 以内にフィニッシュしたチームのそれぞれからランダムに選定した競技者 1 名に、競技会での残りのチームからランダムに選定した競技者 1 名を加える。
- (b) 国内競技大会では、各 MNA が、各競技会で検査のために選定する競技者の数および検査のために競技者を選定する手続きを決定しなければならない。
- (c) 上記規定 21.5.6 (a) および 21.5.6 (b) に定めた選定手続きに加えて、国際競技大会での ISAF および国内競技大会での MNA も特定対象検査を長期のドーピング・コントロール目的以外に使用しなければ、特定対象検査のために競技者またはチームを選定することができる。

- (d) 選定の時点で有効な「検査に関する国際基準」に実質的に適合している過程によって、競技者は ISAF および MNA によって競技会外検査のために選定されるものとする。

21.5.7 MNA および MNA の競技大会の組織委員会は、ISAF が指示する競技大会では独立オブザーバーへの連絡を準備しなければならない。

### 検体の分析

このドーピング防止規則に基づき採取したドーピング・コントロール用の検体は、次に掲げる原則に基づいて分析されなければならない。

#### 21.6 認定分析機関の使用

ISAF は、ドーピング・コントロール分析用検体を WADA 認定分析機関または WADA により承認されたその他の分析機関へのみ送付するものとする。検体分析に用いる WADA 認定分析機関（または WADA が承認したその他の分析機関もしくは方法）の選定は、ISAF のみが決定できるものとする。

#### 21.6.1 検体の採取および分析の目的

検体は禁止表において特定されている禁止物質および禁止方法の検出、および『WADA 規定』4.5 項に記載された「監視プログラム」に従って WADA が定めるその他の物質の検出、または、ISAF が、競技者の尿、血液もしくはその他の基質に含まれる関係するパラメーターについて、ドーピング防止を目的として DNA 検査またはゲノム解析を含む検査をすることの支援を目的として行われるものとする。

#### 21.6.2 検体の研究

競技者から書面による同意を得た場合を除き、規定 21.6.1 に記載された目的以外に検体を使用することはできない。規定 21.6.1 に記載された目的以外の目的で使用された検体は、そこから特定の競技者にたどり着くことができないように、個人を特定する手段が全て取り除かれなければならない。

#### 21.6.3 検体分析および報告の基準

分析機関は、「分析機関に関する国際基準」に基づいてドーピング・コントロール用の検体を分析し、その結果を報告しなければならない。

#### 21.6.4 検体の再検査

検体は、規定 21.6.1 に記載された目的のため ISAF または WADA の排他的な指示に従い、いつでも再検査されることがある。検体の再検査の状況及び条件は、「分析機関に関する国際基準」の要件を満たさなければならない。

### 結果の管理

#### 21.7 ISAF が開始する検査結果の管理

ISAF が開始する検査（ISAF との同意に従って WADA が実施する検査を含む）に関する結果の管理は、下記のとおり進めなければならない。

- (a) すべての分析から得られた結果は、分析機関の権限のある代表者が署名した報告書中に暗号方式で ISAF へ送付されなければならない。すべての伝達は、分析結果が秘密となる方法で、かつ WADA により開発されたデータベース管理手段 ADAMS に従って実施されなければならない。ADAMS は、それを使用している WADA およびその他の機関に適用できるデータのプライバシーの状態および規範と矛盾しない。
- (b) A 検体に関して違反が疑われる分析報告を受け取った場合には、ISAF ドーピング防止管理者は、検討を実施して、(a) 違反が疑われる分析報告が、適用のある TUE と矛盾しないか、または (b) 違反が疑われる分析報告の原因となる「分析機関に関する国際基準」からの明らかな乖離が存在するかどうかを確認しなければならない。

(c) 次の状況：

- (i) 違反が疑われる分析報告が、糖質コルチコイド、ホルモテロール、サルブタモール、サルメテロールまたはテルブタリンに関している；および
- (ii) 問題の検体が、ISAF の検査対象者登録リストにない競技者によって提供され、国際競技大会参加中では（「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」7.13 項およびこのドーピング防止規則規定 21.4.3 (c) に従って）ISAF が、あらかじめそく治療のための TUE を要求していない；

では、その件を規定 21.7 に基づき ISAF に照会する前に、競技者は、「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」7.13 項に従って、遡及的 TUE を TUE 委員会に申請する機会を与えられるものとする。その申請の結果は、規定 21.7 (b) に基づく違反が疑われる分析報告の検討のために ISAF へ回送されるものとする。

- (d) 規定 21.7 (b) に基づき違反が疑われる分析報告に関する最初の検討を行った結果、違反が疑われる分析報告の原因となった「検査に関する国際基準」または「分析機関に関する国際基準」からの乖離も確認されなかった場合、ISAF は、競技者に対して次に掲げる事項を速やかに通知しなければならない。(a) 違反が疑われる分析報告；(b) 違反したドーピング防止規則；(c) 競技者は、B 検体の分析を速やかに要求できる権利を有すること。当該要求を行わなかった場合には、B 検体の分析を要求する権利を放棄したとみなされること；(d) 競技者または ISAF が B 検体の分析を要求した場合に B 検体の分析が行われる日時および場所（「分析機関に関する国際基準」に規定された期限内としなければならない）；(e) B 検体の分析が要求された場合には、競技者または競技者の代理人は、予定された日時及び場所で行われる当該 B 検体の開封と分析に立会う機会を有すること；および (f) 競技者は、「分析機関に関する国際基準」によって必要とされる情報を含む、A 検体および B 検体の分析機関書類一式の写しを要求する権利を有すること。ISAF は、競技者の国内ドーピング防止機関および WADA に対しても通知を行うものとする。ISAF が、違反が疑われる分析報告をドーピング防止規則違反として提出しないことを決定した場合には、ISAF は競技者、競技者のドーピング防止機関および WADA にその旨を通知するものとする。
- (e) 競技者または ISAF が要求した場合、B 検体の検査が「分析機関に関する国際基準」に規定された期限内に行われることを取り決めなければならない。競技者は、B 検体の分析についての要件を放棄することにより A 検体の分析結果を受け入れることができる。それにもかかわらず、ISAF は B 検体の分析を進めることを決めることができる。
- (f) 競技者またはその代理人は、「分析機関に関する国際基準」に規定された期限内に B 検体の分析に立ち会えることを認められるものとする。競技者の MNA の代理人も ISAF の代理人とともに立会いを認められるものとする。
- (g) B 検体が陰性の場合、検査全体としては陰性とみなし、（ISAF が規定 21.2.1 に基づきドーピング防止規則違反としてその事件を回送する場合を除き）競技者、その MNA、ISAF はその旨通知されるものとする。
- (h) 禁止物質または禁止方法の使用が特定された場合、結果は競技者、その MNA、ISAF および WADA へ報告されなければならない。
- (i) 違反が疑われる分析報告を伴わない明らかなドーピング防止規則違反に関しては、ISAF は必要な追跡調査を実施し、ISAF がドーピング防止規則違反が発生していたと納得させられたその時点で、ISAF は速やかに違反したと思われるドーピング防止規則、および違反の根拠を競技者に通知するものとする。

### 21.7.1 非定型報告の結果の管理

- (a) 国際基準に規定されているように、ある状況下においては、分析機関は、内生的にも生成されうる禁止物質の存在を、更なる調査を条件として、非定型報告として報告するように指示されることがある。
- (b) 分析機関が、ISAF によってまたは ISAF に代わって競技者から採取した検体に関して非定型報告として報告した場合には、ISAF ドーピング防止管理者は、(a) 非定型報告が、「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」に規定されているとおりに認められた適用のある TUE と矛盾しているかどうか、または (b) 非定型報告の原因となる「検査に関する国際基準」もしくは「分析機関に関する国際基準」からの明らかな乖離があったかどうかを確認するための検討を実施しなければならない。
- (c) 規定 21.7.1 (b) に基づく非定型報告の最初の検討の結果、適用のある TUE または非定型報告の原因となる「検査に関する国際基準」もしくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が明らかになった場合には、全体の検査は陰性とみなすものとする [かつ、競技者、その MNA および ISAF はその旨通知されるものとする]。
- (d) 規定 21.7.1 (b) に基づく非定型報告の最初の検討の結果、適用のある TUE または非定型報告の原因となる「検査に関する国際基準」もしくは「分析機関に関する国際基準」からの乖離が明らかにならない場合には、ISAF は、国際基準により必要とされる追加調査を実施しなければならない。その調査が完了し、非定型報告は違反が疑われる分析報告とみなすべきと結論付けられた場合には、ISAF は、規定 21.7 (c) に従ってその事項を追究しなければならない。
- (e) ISAF は、その調査が完了し、かつ、非定型報告を違反が疑われる分析報告として提出するかどうかを決定するまでは、次のいずれかの事情が存在する場合を除き、非定型報告の通知を行わない。
- (f) ISAF が追加調査の結論を出す前に B 検体の分析を実施すべきであると決定した場合には、ISAF は、非定型報告および規定 21.7 (d)、(c) – (f) に記載された情報に関する記述を含む通知を競技者に行った後で B 検体の分析を実施することができる。
- (g) ISAF が国際競技大会の直前に主要競技大会機関、または、国際競技大会のチーム・メンバーの選定の切迫した締め切りに直面したスポーツ団体のいずれかから、主要競技大会機関またはスポーツ団体により提出されたリストに掲載された競技者に未解決の非定型報告があるかどうかの開示を求められた場合には、ISAF は当該競技者に対して非定型報告に関する通知を行った後に、当該競技者を特定するものとする。

### 21.7.2 その他の国際競技大会中に開始した検査の結果の管理

国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会、または主要競技大会機関による検査についての結果の管理および聴聞会の実施は、競技大会または競技大会の成績での失効以上の制裁措置に限り ISAF によって扱われるものとする。

### 21.7.3 MNA により開始された検査の結果の管理

MNA により実施される結果管理は、規定 21.7 に定められている詳細の規定の基礎となっている効果的で公正な結果の管理の一般原則と一致しなければならない。すべてのドーピング・コントロールの結果は、MNA の結果の管理過程の結論後 14 日以内に ISAF および WADA に対し報告されなければならない。その MNA の会員である競技者の明らかなドーピング防止規則違反は、MNA の規則または国内法に従って設立された適切な聴聞パネルへ速やかに

付託しなければならない。別の MNA の会員である **競技者** による明らかなドーピング防止規則違反は、聴聞のためにその **競技者** の MNA へ付託しなければならない。

#### 21.7.4 居場所違反の結果の管理

- (a) ISAF の **検査対象者登録リスト** にある **競技者** による明らかな居場所情報未提出に関する結果の管理は、「**検査に関する国際基準**」 11.6.2 項に従って ISAF によって実施されるものとする（規定 21.5.4 (d) に従って、MNA または **国内ドーピング防止機関** がこの責任を負うことが同意された場合を除く）。
- (b) ISAF **検査対象者登録リスト** にある **競技者** による明らかな検査未了に関する結果の管理は、「**検査に関する国際基準**」 11.6.3 項に従って ISAF によって実施されるものとする。その他の **ドーピング防止機関** によるまたはそれに代わっての検査の企ての結果としての当該 **競争者** による明らかな検査未了に関する結果の管理は、「**検査に関する国際基準**」 11.7.6 (c) 項に従って当該その他の **ドーピング防止機関** によって実施されるものとする。
- (c) 18 か月以内に、ISAF の **検査対象者登録リスト** にある **競技者** が、このドーピング防止規則かその他のドーピング防止機関の規則に基づき、居場所情報未提出が 3 度、または検査未了が 3 度、または居場所情報未提出と検査未了とを合計して 3 度宣告された場合、ISAF は明らかなドーピング防止規則違反としてそのことを提出しなければならない。

#### 21.7.5 暫定的資格停止

- (a) A 検体の分析の結果、特定物質ではない **禁止物質** に関して違反が疑われる分析報告となり、規定 21.7 (b) に従っての検討で、適用となる TUE または違反が疑われる分析報告の原因となった「**検査に関する国際基準**」もしくは「治療目的使用に係る除外措置に関する国際基準」からの乖離を明らかにしない場合には、ISAF は **競技者** がドーピング防止規則違反を犯したかどうかの聴聞パネルの決定を留保してその **競技者** を暫定的資格停止としなければならない。
- (b) 規定 21.7.4 (a) に当てはまらない事件に関して、ISAF がその事例をこの規定 21.7 の前述の条項に従って明らかなドーピング防止規則違反として進めると決定する場合、ISAF は、ドーピング防止規則違反を犯したかどうかの審問パネルの決定が出ていなくても ISAF ドーピング防止管理者と相談後当該 **競技者** を暫定的に資格停止することができる。
- (c) 暫定的資格停止を課せられた場合、規定 21.7.5 (a) または規定 21.7.5 (b) のいずれかに従って、**競技者** は、(a) 暫定的資格停止が課せられる前、または暫定的資格停止が課せられた後適時に暫定聴聞会の機会、または (b) 暫定的資格停止が課せられた後適時に規定 21.8（公正な聴聞会に参加する権利）に基づく簡易聴聞会の機会のいずれかを与えられるものとする。MNA はこの規定 21.7.5 に定められた原則に従って暫定的資格停止を課さなければならない。
- (d) A 検体の違反が疑われる分析報告に基づき暫定的資格停止が課されたが、それに続く B 検体の分析が A 検体の分析結果を追認しない場合には、**競技者** は『WADA 規定』 2.1 項（**禁止物質** またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること）の違反を理由としてそれ以上の暫定的資格停止は課されない。**競技者**（または ISAF の規則に規定された **競技者** のチーム）が規定 21.2 の違反により **競技会** の出場資格を失ったが、続く B 検体の分析結果が A 検体の分析結果を追認しないという状況において、その時点で

当該競技会にその他の影響を与えることなく当該競技者またはチームが当該競技会に出場することが可能な場合には、当該競技者またはチームは、当該競技会に出場できるものとする。

#### 21.7.6 競技からの引退

結果管理過程の進行中に競技者またはその他の人が引退する場合には、結果の管理を実施している ISAF は、当該結果管理過程を完了させる権限を保有し続ける。競技者またはその他の人が結果管理過程の開始前に引退し、かつ、競技者またはその他の人がドーピング防止規則に違反した時点において ISAF が競技者またはその他の人についての結果の管理に権限を有している場合には、ISAF が結果の管理を実施する権限を有する。

### 公正な聴聞会に参加する権利

21.8 規定 21.7（結果の管理）に記載された結果管理過程の後、このドーピング防止規則の違反があったと思われる場合、関与した競技者その他の人は、このドーピング防止規則違反があったのかどうか、違反があった場合にどの処置を課すのがよいのかを裁定するための聴聞として競技者その他の人の MNA の懲戒パネルへ申し立てられるものとする。この聴聞手続きでは、次の原則が尊重されなければならない。

- (a) 適切な時期における聴聞会
- (b) 公正かつ公平な聴聞パネル
- (c) 自費で代理人を立てる権利
- (d) 主張されたドーピング防止規則違反の内容についての通知を公正かつ適切な時期に受ける権利
- (e) 主張されたドーピング防止規則違反およびその結果に関して意見を述べる権利
- (f) 各当事者の、証人を召喚し尋問する権利を含め、証拠を提出する権利（電話による証言、または陳述書を承認するかは、聴聞パネルの自由裁量による。）
- (g) 通訳を入れる権利。聴聞パネルは、通訳者の身元を確認し、その費用の負担につき判断する。
- (h) 適切な時期における、書面による、資格停止期間の理由の説明を含む理由を付した決定

21.8.1 この規定に従っての聴聞会は、迅速に完了させるものとし、すべての事件で規定 21.7（結果の管理）に記載された結果管理過程の完了後 3 か月以内とする。競技大会との関連で開催される聴聞会は、略式手続きで実施することができる。聴聞会の完了が 3 か月以上遅くなる場合で、競技者が国際水準の競技者である場合には、ISAF は直接スポーツ仲裁裁判所の 1 人の仲裁者へこの事件を申し立てることを決めることができる。スポーツ仲裁裁判所での事件は、不服申立て上告に関する期限に言及することなくスポーツ仲裁裁判所の手続きに従って扱われるものとする。聴聞の完了が 3 か月以上と遅くなり、競技者が国際水準の競技者でない場合には、ISAF はその事件を直接規定 21.13.1(b) に言及されている国内レベルの不服申立て審問機関へ申し立てることを決めることができる。いずれの事件でも、聴聞会は MNA の責任と費用で進められるものとする。いずれの事件でも、この決定に対する不服申立てはスポーツ仲裁裁判所に対してとする。

21.8.2 MNA は、未決定の事件の状況とすべての聴聞会の結果を ISAF に対し完全に通知しておかなければならない。

21.8.3 ISAF はオブザーバーとして聴聞会に立ち会う権利を有するものとする。

- 21.8.4 競技者その他の人は、このドーピング防止規則の違反を認めて、MNA が提案した規定 21.9（個人の成績の自動的失効）および規定 21.10（個人に対する制裁措置）と整合するドーピング防止規則違反の結果を受け入れることにより聴聞会なしで済ませることができる。聴聞会に参加する権利は、明示的に、または、競技者またはその他の人が MNA によるドーピング防止規則に違反した旨の主張に対し 30 日以内に異議申立てをしないことにより放棄される。聴聞会が開催されない場合、MNA は、規定 21.13.1 (c) に記載された人に対し、措置の理由を付した決定を提示しなければならない。
- 21.8.5 MNA による決定は、聴聞会の結果であれ、競技者その他の人によるドーピング防止規則違反の結果の受け入れであれ、規定 21.13（不服申立て）に規定されているとおり不服申立てすることができる。
- 21.8.6 MNA による聴聞会の決定は、規定 21.13（不服申立て）に規定されている場合または適用される国内法により必要とされている場合を除き、国内レベルでのこれ以上の管理上の検討は受けないものとする。

### 個人結果の自動失効

- 21.9 個人スポーツにおける ICT に関してこのドーピング防止規則違反があった場合には、当該競技会において得られた個人の成績は、自動的に失効し、その結果として、当該競技会において獲得されたメダル、得点、および賞の剥奪を含む措置が課される。

### 個人に対する制裁措置

- 21.10 ドーピング防止規則違反が発生した競技大会における成績の失効  
競技大会開催期間中または競技大会に関連してドーピング防止規則違反が発生した場合、当該競技大会において得られた競技者の個人の成績は自動的に失効し、メダル、得点、および賞の剥奪を含む措置が課される。ただし、規定 21.10 (a) に定める場合は除く。
- (a) 競技者が当該違反に関して自己に過誤または過失がないことを証明した場合には、別の競技会における競技者の個人の成績は失効しないものとする。ただし、ドーピング防止規則違反が発生した競技会以外の競技会における当該競技者の成績が、当該違反による影響を受けていると考えられる場合は除く。
- 21.10.1 禁止物質および禁止方法の存在、使用もしくは使用の企て、または保有に関する資格停止  
規定 21.2（禁止物質またはその代謝物もしくはマーカーが存在すること）、規定 21.2.1（禁止物質もしくは禁止方法を使用することまたはその使用を企てること）または規定 21.2.5（禁止物質および禁止方法を保有すること）の違反に対して課される資格停止期間は、次のとおりとする。ただし、規定 21.10.3 および 21.10.4 に定められている資格停止期間の取消しもしくは短縮の要件に該当する場合、または規定 21.10.5 に定められている資格停止期間の延長の要件に該当する場合は除く。
- 1 回目の違反： 2 年間の資格停止
- 21.10.2 その他のドーピング防止規則違反に関する資格停止  
規定 21.10.1 に定められた以外のドーピング防止規則違反に関する資格停止期間は次のとおりとする。
- (a) 規定 21.2.2（検体採取の拒否または回避）または規定 21.2.4（ドーピング・コントロールの不当な改変）の違反の場合には、資格停止期間は 2 年間とする。ただし、規定 21.10.4 または規定 21.10.5 に定める要件に該当する場合は除く。

- (b) 規定 21.2.6（不正取引または不正取引を企てること）または規定 21.2.7（禁止物質もしくは禁止方法の投与またはこれらを企てること）の違反の場合には、資格停止期間は、最低 4 年間、最高で永久とする。ただし、規定 21.10.4 に定める要件に該当する場合は除く。未成年者を巻き込むドーピング防止規則に違反は、特に重大な違反であると考えられ、競技者支援要員による違反が特定物質に関する違反以外のものであった場合には、当該競技者支援要員に対して永久資格停止が課されるものとする。さらに、これらの規定の重大な違反がスポーツに関連しない法令違反でもある場合には、権限のある行政機関、専門機関また司法機関に対して報告がなされるものとする。
- (c) 規定 21.2.3（居場所情報未提出または検査未了）の違反の場合、資格停止期間は、当該競技者の過誤の程度に基づき、最低 1 年間から最高で 2 年間とする。

**21.10.3** 特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消または短縮  
 競技者またはその他の人が、自己の体内に特定物質がどのようにして入り、またはどのようにして保有するに至ったかを証明でき、かつ、特定物質の使用が競技者の競技力の向上または競技力を向上させる物質の使用の隠蔽を目的としたものではないことを証明できる場合には、規定 21.10.1 に定められている資格停止期間は、次のとおり置き換えられるものとする。

1 回目の違反： 将来の競技大会における資格停止期間を伴わない譴責処分を最低限とし、資格停止期間 2 年間で最高とする措置

資格停止期間の取消または短縮を正当化するため、競技者またはその他の人は、自己の証言に加え、競技力を向上させる目的または競技力を向上させる物質の使用を隠蔽する目的がなかったことを聴聞パネルに納得させる補強証拠を提出しなければならない。競技者またはその他の人の過誤の程度は、資格停止期間の短縮を算定する上で考慮する基準となる。

**21.10.4** 例外的事情を理由とする資格停止期間の取消または短縮

(a) 過誤または過失がないこと

個別事件において、競技者が過誤または過失がないことを証明した場合には、その証明がなければ適用される資格停止期間は取り消される。規定 21.2（禁止物質が存在すること）に違反して、競技者の検体に禁止物質またはそのマーカースもしくはその代謝物が検出された場合、競技者は、資格停止期間を取り消すためには、自己の体内に禁止物質がどのようにして入ったかを証明しなければならない。この規定が適用され、当該証明がなければ適用される資格停止期間が取り消された場合、当該ドーピング防止規則違反は、規定 21.10.6 に基づく複数回の違反に対する資格停止期間を判定する場合に限り、違反とは判断されないものとする。

(b) 重大な過誤または過失がないこと

個別事件において、競技者またはその他の人が自己に重大な過誤または過失がないことを証明した場合には、当該証明がなければ適用される資格停止期間を短縮することができる。ただし、短縮された後の資格停止期間は、当該証明がなければ適用される資格停止期間の半分を下回ることはできない。当該証明がなければ適用される資格停止期間が永久である場合には、この項に基づく短縮後の期間は、8 年間を下回ることはできない。規定 21.2（禁止物質またはその代謝物もしくはマーカースが存在すること）に違反して競技者の検体に禁止物質またはその代謝物もしくはマーカースが検出された場合には、競技者は、資格停止期間を短縮するためには、自己の体内に禁止物質がどのようにして入ったかも証明しなければならない。

- (c) **ドーピング防止規則違反を発見または証明する際の実質的な支援**  
 ISAF 執行委員会は、規定 21.13 に基づく最終の不服申立てに対する決定、または不服申立て期間の満了に先立ち、**競技者**または**その他の人**がドーピング防止機関、刑事司法機関または懲戒のための専門機関に対して、**実質的な支援**を提供し、その結果、ドーピング防止機関が**他の人**によるドーピング防止規則違反を発見もしくは証明し、または刑事司法機関もしくは懲戒のための専門機関が**他の人**により犯された刑事犯罪もしくは専門的な規定に対する違反を発見もしくは証明するに至った場合には、その事件において課される**資格停止期間**の一部を短縮することができる。規定 21.13 に基づく最終的な不服申立てに対する決定または不服申立ての期間満了の後においては、ISAF は、WADA 承認を得た場合にのみ、当該証明がなければ適用される**資格停止期間**を短縮することができる。当該証明がなければ適用される**資格停止期間**が短縮される程度は、**競技者**または**その他の人**により犯されたドーピング防止規則違反の深刻性および**競技者**または**その他の人**により提供されたスポーツにおけるドーピングの根絶のための**実質的な支援**の重要性に基づくものとする。当該証明がなければ適用される**資格停止期間**の 4 分の 3 を超えて短縮されない。当該証明がなければ適用される**資格停止期間**が永久である場合には、この規定に基づき短縮されない期間は 8 年間を下回ってはならない。この規定に基づき、ISAF が、当該証明がなければ適用される**資格停止期間**を短縮する場合、ISAF は、速やかに当該決定に対し**不服申立て**をする権利を有する各**ドーピング防止機関**に対し、その決定を正当化する理由を書面により提出しなければならない。ISAF が、**競技者**または**その他の人**が想定された**実質的な支援**を提供しなかったことを理由に、短縮されていた**資格停止期間**を元に戻した場合には、**競技者**または**その他の人**は規定 21.13.1 に従い、当該回復に対し、**不服申立て**をすることができる。
- (d) **その他の証拠がない場合におけるドーピング防止規則違反の自白**  
 ドーピング防止規則違反を証明しうる**検体**の採取の通知を受け取る前に（または、規定 21.2 以外のドーピング防止規則違反事件において、規定 21.7 に従って自白された違反に関する最初の通知を受け取る前に）、**競技者**または**その他の人**が任意にドーピング防止規則違反を自白し、当該自白が、自白の時点で当該違反に関する唯一の信頼できる証拠である場合、**資格停止期間**を短縮することができる。ただし、短縮された後の**資格停止期間**は、当該事情がなければ適用される**資格停止期間**の半分を下回ることはできない。
- (e) **競技者**または**その他の人**が、この条項の 1 以上の規定に基づき、制裁措置の短縮の権利を証明した場合  
 当該事情がなければ適用される**資格停止期間**は、規定 21.10.4 (b)、21.10.4 (c) または 21.10.4 (d) における短縮の適用前に、規定 21.10.1、21.10.2、20.10.3 および 21.10.5 に従って決定されるものとする。**競技者**または**その他の人**が**資格停止期間**の短縮または中断の権利を規定 21.10.4 (b)、21.10.4 (c) または 21.10.4 (d) のうち 2 以上の規定に基づき証明した場合には、**資格停止期間**は、短縮または中断される。ただし、短縮または中断された後の**資格停止期間**は、当該事情がなければ適用される**資格停止期間**の 4 分の 1 を下回ることはできない。

#### 21.10.5 資格停止期間を延長させる加重事情

ISAF が規定 21.2.6（**不正取引の実行**または**不正取引の企て**）および 21.2.7（**投与**または**投与の企て**）以外の個別のドーピング防止規則違反事件において、通常の制裁措置に比べて重い**資格停止期間**を課すことを正当化する加重事情を証明した場合には、**競技者**または**その他の人**が、自己がドーピング防止規則違反を違反と知りながら犯したものではないことを聴聞パネルが納得する程度に証明した場合を除き、当該事情がなければ適用された**資格停止期間**は 4 年間を上限として延長される。

競技者またはその他の人は、ISAFによりドーピング防止規則違反に問われた後、速やかに主張されたとおりのドーピング防止規則違反を認めることにより、この規定の適用を避けることができる。

## 21.10.6 複数の違反

### (a) 2回目のドーピング防止規則違反

競技者またはその他の人の1回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、規定21.10.1および21.10.2（規定21.10.3または21.10.4に基づいて取消し、短縮もしくは停止され、または規定21.10.5に基づいて延長される）に規定されている。2回目のドーピング防止規則違反において、資格停止期間は、下記の表に規定された範囲内とする。

2回目の違反 1回目の違反	RS	FFMT	NSF	St	AS	TRA
<b>RS</b>	1-4	2-4	2-4	4-6	8-10	10-永久
<b>FFMT</b>	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
<b>NSF</b>	1-4	4-8	4-8	6-8	10-永久	永久
<b>St</b>	2-4	6-8	6-8	8-永久	永久	永久
<b>AS</b>	4-5	10-永久	10-永久	永久	永久	永久
<b>TRA</b>	8-永久	永久	永久	永久	永久	永久

2回目のドーピング防止規則違反の表のための定義：

**RS**（規定21.10.3の特定物質による短縮された制裁措置）：ドーピング防止規則違反が特定物質を含み、かつ、規定21.10.3に定められるその他の要件を満たしているため、規定21.10.3による短縮された制裁措置が課された、または課されるべきである。

**FFMT**（居場所情報未提出または検査未了）：ドーピング防止規則違反について、規定21.10.2(c)（居場所情報未提出または検査未了）による制裁措置が課された、または課されるべきである。

**NSF**（重大な過誤または過失がないことによる短縮された制裁措置）：競技者により規定21.10.4(b)の重大な過誤または過失がないことが証明されたため、ドーピング防止規則違反について、規定21.10.4(b)による短縮された制裁措置が課された、または課されるべきである。

**St**（規定21.10.1または21.10.2(a)による通常の制裁措置）：ドーピング防止規則違反について、規定21.10.1または21.10.2(a)による通常の2年間の制裁措置が課された、または課されるべきである。

**AS**（加重制裁措置）：ドーピング防止機関が規定21.10.5に定められた要件を証明したため、ドーピング防止規則違反について、規定21.10.5の加重制裁措置が課された、または課されるべきである。

**TRA**（不正取引または不正取引の企て、および投与または投与の企て）：ドーピング防止規則違反について、規定21.10.2(b)の制裁措置が課された、または課されるべきである。

### (b) 規定21.10.4(c)および21.10.4(d)ドーピング防止規則に対する2回目の違反に関する適用

ドーピング防止規則に対する2回目の違反を犯した競技者またはその他の人が規定21.10.4(c)または規定21.10.4(d)による資格停止期間の停止または短縮の権利を有することを証明した場合、聴聞パネルは、まず、規定21.10.6(a)の表に定められている範囲で当該事情がなければ適用される資格停止期間を決定し、その後、適切な資格

停止期間の停止または短縮を適用する。規定 21.10.4 (c) および 21.10.4 (d) 停止または短縮を適用した後の残存する資格停止期間は、少なくとも当該事情がなければ適用される資格停止期間の 4 分の 1 以上でなければならない。

(c) 3 回目のドーピング防止規則違反

3 回目のドーピング防止規則違反は常に永久の資格停止となる。ただし、3 回目のドーピング防止規則違反が規定 21.10.3 の資格停止期間の取消しもしくは短縮の要件を満たす場合、または、規定 21.2.3 に対する違反（居場所情報未提出または検査未了）に関するものである場合を除く。上記ただし書きの場合には、資格停止期間は 8 年から永久とする。

(d) 潜在的な複数違反に関する追加的な規則

(i) 規定 21.10.6 制裁措置を課すことにおいて、*競技者*またはその他の人が規定 21.7（結果の管理）に基づくドーピング防止規則違反の通知を受けた後に、または ISAF（またはその MNA）が 1 回目のドーピング防止規則違反の通知をするために合理的な努力を行った後に、当該 *競技者*または当該人が 2 回目のドーピング防止規則違反を犯したことを ISAF（またはその MNA）が証明できた場合にのみ、当該 2 回目のドーピング防止規則違反とみなされる。ISAF（またはその MNA）が当該事実を証明することができない場合には、当該 2 回の違反は、全体として 1 つの 1 回目の違反であるとみなされ、当該 2 回の違反各々に対する制裁措置のうち、より厳しい制裁措置が課されるものとするが、複数回の違反があったという事実は、加重事情（規定 21.10.5）の有無の判断の際の要素として考慮することができる。

(ii) 1 回目のドーピング防止規則違反が解決された後、ISAF が 1 回目の違反に関する通知以前に発生した *競技者*またはその他の人によるドーピング防止規則違反の事実を発見した場合には、ISAF は、2 つの違反が同時に裁定されていたならば課されたであろう制裁措置に基づいて追加の制裁措置を課すものとする。より早い方のドーピング防止規則違反までさかのぼったすべて *競技会*における成績は、規定 21.10.7 に規定されたとおりに失効する。以前に行われた違反が後に発覚することで、加重事情（規定 21.10.5）となることを避けるためには、*競技者*またはその他の人は自己が初めに受けた違反の通知の後、適時に前に犯したドーピング防止規則違反を自発的に認めなければならない。上記の規則は ISAF が、2 回目のドーピング防止規則違反が解決された後に、その他の前の違反を含む事実を発見する場合にも適用されるものとする。

(e) 8 年以内の複数回のドーピング防止規則違反

規定 21.10.6 の適用において、各ドーピング防止規則違反を複数回の違反とみなすためには、当該各違反が 8 年以内に発生していなければならない。

21.10.7 検体採取またはドーピング防止規則違反後の *競技会*における成績の失効

規定 21.9（個人の成績の自動的失効）に基づく、*検体*が陽性となった *競技会*における成績の自動的失効に加えて、陽性 *検体*が採取された日（*競技会*であるか *競技会外*であるかは問わない。）、またはその他のドーピング防止規則違反の発生の日から、*暫定的資格停止*または *資格停止期間*の開始日までに獲得されたすべての *競技成績*は、公正性の観点から別段の措置を要する場合を除き、失効し、その結果として、当該 *競技会*において獲得されたメダル、得点、および賞の剥奪を含む措置が課される。

- (a) 資格回復の条件として、ドーピング防止規則に違反したことが発覚した後、*競技者*はこの規定に基づき没収されるすべての賞金を返還しなければならない。

没収された賞金は、まず、賞金を取り戻すために必要な手続を実行した *ドーピング防止機関* の取立費用の償還に割り当てられ、その後に、当該事件における結果の管理を実施した *ドーピング防止機関* の費用の償還に割り当てられ、なお残額が存在する場合には、ISAF の特別規則に従って割り当てられる。

#### 21.10.8 資格剥奪期間の開始

下記に定める場合を除き、*資格停止期間*は、*聴聞会*が資格停止を定める決定を下した日、または*聴聞会*が放棄された場合には、*資格停止*を受け入れた日もしくは別途*資格停止措置*が課された日を起算日として開始されるものとする。

- (a) *競技者*またはその他の人の責に帰すべきではない遅延  
*聴聞過程*または *ドーピング・コントロール* の各局面において *競技者* またはその他の人の責に帰すべきではない大幅な遅延が発生した場合、制裁措置を課す ISAF または *ドーピング防止機関* は、最大で、*検体採取* の日またはすぐ前の別の *ドーピング防止規則違反* の発生日のいずれかまで、*資格停止期間* の開始日をさかのぼらせることができる。
- (b) 適時の自白  
*競技者* が、ISAF により、*ドーピング防止規則違反* に問われた後、速やかに（どのような場合であっても *競技者* が再度競技に参加する前に）*ドーピング防止規則違反* を自白した場合、最大で、*検体採取* の日またはすぐ前の別の *ドーピング防止規則違反* の発生日のいずれかまで *資格停止期間* をさかのぼらせることができる。ただし、いずれの事件においても、この規定が適用される場合、*競技者* またはその他の人は少なくとも *資格停止期間* の半分を、*競技者* またはその他の人が制裁措置の負担を受け入れた日、制裁措置を課する *聴聞会* が決定を下した日、または、制裁措置がその他の方法で賦課された日の後に服するものとする。
- (c) *競技者* に *暫定的資格停止* が課され、かつ、当該 *競技者* がこれを順守した場合には、当該 *競技者* は最終的に課される *資格停止期間* から、当該 *暫定的資格停止期間* の控除を受けるものとする。
- (d) *競技者* が、書面により、ISAF からの *暫定的資格停止* を自発的に受け入れ、その後競技への参加を控えた場合には、当該 *競技者* は最終的に課される *資格停止期間* から、自発的な *暫定的資格停止期間* の控除を受けるものとする。*競技者* の自発的な *暫定的資格停止* の受入れるという書面の写しは、規定 21.14 に基づき速やかに、潜在的な *ドーピング防止規則違反* の通知を受ける資格のある各当事者に対して提出されるものとする。
- (e) *資格停止期間* に対する控除は、*競技者* が競技に参加せず、または所属チームから参加を停止させられていたかどうかにかかわらず、*暫定的資格停止* または自発的な *暫定的資格停止* の発効日以前の期間に対しては与えられないものとする。

#### 21.10.9 資格停止期間中の地位

- (a) *資格停止期間* 中の参加の禁止

*資格停止* を宣言された *競技者* またはその他の人は、当該 *資格停止期間* 中、ISAF もしくは MNA、または ISAF のクラブもしくは他の加盟機関が認定し、主催する *競技大会* もしくは活動（ただし、*ドーピング防止関連* の教育プログラムもしくはリハビリテーション・プログラムは除く。）、または、*プロリーグ* もしくは *国際水準* もしくは *国内水準* の *競技大会機関* が認定し、主催する *競技会* には、いかなる資格においても参加できない。*課された資格停止期間* が 4 年間より長い *競技者* またはその他の人は、4 年間

の資格停止期間経過後、当該競技者またはその他の人が ISAF およびその MNA の管轄下にあるスポーツ以外の地方スポーツ競技大会に参加できる。ただし、当該地方スポーツ競技大会は、資格停止期間でなければ当該競技者またはその他の人に対して、国内選手権大会または国際競技大会への出場資格を直接的または間接的に付与できる（または国内選手権大会もしくは国際競技大会に向けて得点を累積できた）水準の大会であってはならない。

資格停止期間に従っている競技者またはその他の人は引き続き検査の対象となるものとする。

(b) 資格停止期間中の参加の禁止の違反

資格停止の宣告を受けた競技者またはその他の人が、規定 20.10.9 (a) に記載された資格停止期間中の参加の禁止に違反した場合、当該参加の成績は失効し、当初課せられた資格停止期間は当該違反があった日を起算日として再び開始するものとする。競技者またはその他の人が参加の禁止の違反に関し、自己に重大な過誤または過失がないことを証明した場合には、新たな資格停止期間は規定 21.10.4 (b) に基づき短縮することができる。競技者またはその他の人が参加の禁止に違反したかどうか、および、規定 21.10.4 (b) に基づく短縮が妥当であるかどうかは、ISAF により決定されなければならない。

(c) 資格停止期間中の資金援助の停止

加えて、規定 21.10.3 に記載された特定物質による短縮された制裁措置以外のドーピング防止規則違反については、当該人が受けているスポーツ関係の資金の援助またはその他のスポーツ関係の便益の全部または一部は、ISAF またはその MNA により停止される。

#### 21.10.10 資格回復のための検査

資格停止期間の終了時に資格を回復する条件として、競技者は、暫定的資格停止または資格停止期間中に、ISAF、適用となる MNA、および検査権限のあるドーピング防止機関の OCCT を受け、「検査に関する国際基準」第 11 条の居場所要件に適合しなければならない。競技者が資格停止期間中にスポーツから引退し、OCCT 対象リストから除外されたが、後に資格回復を求める場合には、当該競技者が ISAF および適用となる MNA に対し通知を行い、かつ、当該競技者が、(a) 規定 21.5.5 (a) – (c) に決められた期間と (b) 競技者が引退した日時点で残存している資格停止期間との長い方に等しい期間に OCCT に応じるまで、当該競技者の資格は、回復しないものとする。この残存している資格停止期間中に、競技者は、各検査の間隔が最低 3 か月の最低 2 回の検査を受けなければならない。当該 MNA は必要な検査を実施する責任があるものとする。ただし、ドーピング防止機関による検査は、その要件を満たすために用いることができる。これらの試験の結果は、ISAF に報告されなければならない。加えるに、競技者の資格停止期間満了直前に、競技者は、OCCT で禁止されている禁止物質および禁止方法について ISAF による検査を受けなければならない。競技者の資格停止期間が満了し、競技者が資格回復の条件を満たせば、競技者は自動的に資格が回復し、当該競技者または競技者の MNA による申請は必要ない。

#### チームに対する処置

21.11 艇の乗員メンバーの 2 人以上が競技大会に関連して、ドーピング防止規則違反に基づく違反が疑われる可能性のある報告の通知を受けた場合には、艇の当該乗員は当該競技大会での特定対象検査を受けなければならない。

21.11.1 乗員メンバーが 4 人以上乗艇する艇のある乗員メンバーが、競技大会中ドーピング防止規則違反を犯したことが判明した場合には、当該艇は、当該競技大会で失格およびその他の

競技のペナルティーを受けていないという条件で、プロテスト委員会またはジュリーによる適切と思われる懲戒措置を受けることがある。ただし、当該競技大会中に乗員メンバー2人以上によるこのドーピング防止規則違反があり、「セーリング競技規則」2（公正な帆走）の違反で実質的有利さを得たとプロテスト委員会またはジュリーが納得したか、または当該違反が別の乗員メンバーまたは艇および/または乗員メンバーを管理する責任を負っている者により計画された、または容認された場合を除く。

### 加盟各国協会に対して課する制裁措置と費用

21.12 ISAF 執行委員会は、このドーピング防止規則に従わなかった MNA に対する資金援助またはその他の金銭以外の支援の一部または全部を留保する権限がある。

### 不服申立て

21.13 不服申立ての対象となる決定

このドーピング防止規則に基づいて下された決定については、下記の規定 21.13.1 から 21.13.3 までまたはこのドーピング防止規則のその他の規定に従い不服申立てをすることができる。当該決定は、不服申立て審問機関が別の命令を下す場合を除き、不服申立て期間中においても引き続き効力を有するものとする。不服申立手続の開始前に、この規則に規定された決定後の検討が尽くされなければならない(規定 21.13 (a) 規定された事項を除く)。

(a) WADA は内部的救済を尽くすことを要求されない

規定 21.13 に基づき WADA が不服申立てをする権利を有し、かつ、ISAF またはその MNA の過程において、その他の当事者が最終的な決定に対し不服申立てをしない場合、WADA は当該決定に対し、ISAF またはその MNA の過程における他の救済措置を尽くすことなく、CAS に対し直接不服申立てをすることができる。

21.13.1 ドーピング防止規則違反、結果および暫定的資格停止に関する決定に対する不服申立て  
ドーピング防止規則に違反したという決定、ドーピング防止規則違反の結果を課した決定、もしくはドーピング防止規則に違反していなかったという決定；ドーピング防止規則に対する違反の手続が手続き上の理由（例えば、時効を含む）により進めることができないという決定；規定 21.10.9 (b)（資格停止期間中の参加の禁止）に基づく決定；ドーピング防止規則に違反したという主張またはその結果に対して判断を下した ISAF またはその MNA にそれを行う管轄権がなかったという決定；違反が疑われる分析報告をドーピング防止規則違反として主張しないこととする MNA による決定、または規定 21.7.3 に基づく調査の後に、ドーピング防止規則違反に関する手続を進めないこととする決定；および暫定聴聞会の結果としてまたは規定 21.7.3 に違反して暫定的資格停止を課した決定については、この規定 21.13.1 の定めによってのみ不服申立てをすることができる。ここにある他の規定にもかかわらず、暫定的資格停止について不服申立てをできる人は、暫定的資格停止を課せられた競技者その他の人のみとする。

(a) 国際水準の競技者が関与する不服申立て

国際競技大会における競技会で発生した事件または国際水準の競技者が関与した事件の場合には、当該決定は、CAS の適用のある関連規定に従って CAS にのみ不服申立てをすることができる。

(b) 国内水準の競技者が関与する不服申立て

規定 21.13.1 (a) に基づいて不服申立てをする権利を有さない競技者が関与した事件の場合には、各 MNA は次の原則に従った不服申立て手続きを適切に有しなければならない：適時の聴聞会、公正かつ独立した聴聞パネル；自費で代理人を立てる権利；およ

び適時に、書面による理由を付した決定。これらの事件に関する ISAF の不服申立ての権利は、下記規定 21.13.1 (c) に定められている。

(c) 不服申立てをする権利を有する人

規定 21.13.1 (a) に基づく事件の場合、CAS に不服申立てをする権利を有する当事者は次のとおりとする。(a) 不服申立てを行う決定の対象となった競技者またはその他の人；(b) 当該決定が下された事件の他の当事者；(c) ISAF および規則で制裁措置を課し得たその他のドーピング防止機関；(d) オリンピック競技会またはパラリンピック競技会の参加資格に影響する決定を含み、オリンピック競技会またはパラリンピック競技会との関連で影響が出る可能性のある場合の国際オリンピック委員会または国際パラリンピック委員会；(e) WADA。規定 21.13.1 (b) に基づく事件の場合、国内レベルの審査機関に不服申立てをする権利を有する当事者は、MNA の規則のとおりとするが、最低限、次の当事者を含むものとする。(a) 不服申立てを行う決定の対象となった競技者またはその他の人；(b) 当該決定が下された事件の他の当事者；(c) ISAF；(d) WADA。規定 21.13.1 (b) に基づく事件の場合、WADA および ISAF は、国内水準の審査機関の決定に関して、CAS にも不服申立てをする権利を有するものとする。

21.13.2 ISAF およびその MNA による時機に後れた決定

個々の事件で、ドーピング防止規則違反が犯されたかどうかに関して、ISAF またはその MNA が WADA が定めた合理的な期限内に決定を下さなかった場合、WADA は、ISAF またはその MNA がドーピング防止規則違反がないと判断する決定を下したのものとして、CAS に対して直接に不服申立てをすることを選擇できる。CAS の聴聞パネルが、ドーピング防止規則違反を犯し、かつ、WADA の CAS に対する直接の不服申立ての選擇が合理的なものであると判断した場合には、不服申立ての遂行に関する WADA の費用および弁護士報酬は、ISAF またはその MNA から WADA に対して弁済される。

21.13.3 治療目的使用の承認または不承認の決定に対する不服申立て

TUE の承認または不承認が WADA の決定により覆された場合には、競技者、ISAF もしくは MNA、または国内ドーピング防止機関もしくは TUE を承認または不承認した MNA が指定したその他の機関は、CAS のみに対して不服申立てをすることができる。TUE 不承認の決定が、WADA によって覆されなかった場合には、国際水準の競技者は、CAS に不服申立てをすることができ、その他の競技者は、規定 21.13.1 (b) に記載された国内レベルの審査機関に不服申立てをすることができる。国内レベルの審査機関が TUE 不承認の決定を覆した場合には、WADA は、当該決定について CAS に不服申立てをすることができる。

ISAF、国内ドーピング防止機関または MNA が指定したその他の機関が、適切に提出された TUE 申請について合理的な期間内に対応しなかった場合、これらの不対応という事実は、この規定に定められた不服申立てをする権利との関係では不承認とみなすことができる。

21.13.4 規定 21.12 (MNA 対して課する制裁措置と費用) に従って下された決定に対する不服申立て

規定 21.12 に従っての ISAF の決定は、MNA により CAS に対してのみ不服申立てをすることができる。

21.13.5 不服申立てを提出する時期

CAS に対し不服申立てを提出する時期は、不服申立てをする当事者が決定を受け取った日から 21 日間とする。

上記にかかわらず、WADA による不服申立てまたは参加の期限は、次のいずれかのうち遅い方とする。

(a) 当該事件における他の当事者が不服申立てをすることができる最終日から 21 日後

(b) WADA が決定に関する完全な書類を受け取ってから 21 日後

### 加盟各国協会の ISAF 規則の組み込み、報告および認識

#### 21.14 ISAF ドーピング防止規則の組み込み

すべての MNA は、このドーピング防止規則に従わなければならない。このドーピング防止規則は、直接か引用のいずれかでそれぞれの MNA の規則にも組み込まなければならない。すべての MNA は、このドーピング防止規則の効果的実行に必要な手順の規則を規定の中に含めなければならない。それぞれの MNA は、ドーピング・コントロールに従わなければならない競技者すべておよびこれら競技者の競技支援要員の認識書兼同意書を添付 1 に添付した書式で手に入れておかななければならない。必要とされる書式に署名されているか否かにかかわらず、それぞれの MNA の規則では、MNA の管轄下にあるすべての競技者、競技支援要員、その他の人はこのドーピング防止規則により拘束されていることを明確に規定しなければならない。

#### 21.14.1 統計報告

ISAF は、暦年でのドーピング・コントロール活動の全般統計報告を毎年公表し、その写しを WADA に対して提出する。

#### 21.14.2 ドーピング・コントロール情報に関する情報交換センター

MNA が所属する競技者について違反が疑われる分析報告を受け取った場合、次の情報を規定 21.7 (b) および 21.7 (c) に記載された過程の 14 日以内に ISAF および WADA に対し次の情報を報告しなければならない：競技者の氏名、国籍、スポーツおよびスポーツの中の分野、検査が競技会または競技外のいずれであったのか、検体採取の日付および分析機関により報告された分析結果。当該 MNA は、規定 21.7 (結果の管理)、規定 21.8 (公正な聴聞会に参加する権利) または規定 21.13 (不服申立て) に従って実施される検討または進行状況での事態および調査結果も ISAF および WADA に対し定期的に最新のものとしなければならない。このドーピング防止規則の他の規定違反に関して 21.7 (i) に記載された通知後 14 日以内に類似の情報を ISAF および WADA に対し提供しなければならない。資格停止期間が規定 21.10.4 (a) (過誤または過失がないこと) に基づき取り消し、または規定 21.10.4 (b) (重大な過誤または過失がないこと) に基づき短縮された事件について、ISAF および WADA は、取り消しまたは短縮の根拠を説明する書面の筋道の通った決定とともに提供されるものとする。MNA が下記規定 21.14.2 で必要とされる一般開示をするまたは一般開示をしないとするまで、ISAF も WADA も知る必要のある組織内の人以外にはこの情報を開示しないものとする。

#### 21.14.3 一般開示

- (a) 検体から違反が疑われる分析報告が出た競技者、またはこのドーピング防止規則の他の規定の違反があったと申し立てられた競技者について、ドーピング防止規則違反が発生したことが規定 21.8 (公正な聴聞会に参加する権利) に従っての聴聞会で決定されるまで、またはこの聴聞会が放棄されるまで、またはドーピング防止規則違反の主張に対して適時に異議が唱えられなくなるまで、または競技者が暫定的資格停止されるまで、ISAF もその MNA も一般に開示してはならない。このドーピング防止規則違反が証明されたならば、20 日以内に公開報告をしなければならない。ISAF またはその MNA は、ドーピング防止規則違反に関する不服申立ての決定も 20 日以内に報告しなければならない。ISAF またはその MNA は、すべての審問会および不服申立ての決定も公表の期限内に WADA に対し送付しなければならない。
- (b) 聴聞会または不服申立ての後に競技者またはその他の人がドーピング防止規則に違反していないと決定された事件では、当該決定は当該決定の対象となった競技者またはその他の人の同意がある場合のみ一般に開示することができる。ISAF またはその MNA は、当該同意を得るために合理的な努力をしなければならない。また、同意が

得られた場合には、当該決定を完全な形で、または競技者もしくはその他の人が認められた編集した形で一般に開示しなければならない。

- (c) ISAF もしくはその MNA もしくは WADA の認可を受けた分析機関、またはそれらの公式役職員のいずれも、当該競技者、その他の人またはその代理人に帰する公のコメントに応じる場合を除き、（手続および科学的知見の一般的な説明とは異なる）未決の事件における特定の事実につき公に見解を述べてはならない。

#### 21.14.4 ISAF と MNA による決定の認識

このドーピング防止規則違反に関する ISAF または MNA による決定は、すべての MNA により認識されるものとし、MNA はこの結果を効果的にするためにあらゆる必要な処置を取らなければならない。

#### 他の組織による決定の認識

- 21.15 規定 21.13（不服申立て）に定められている不服申立ての権利に従って、『WADA 規定』と整合し、署名当事者の権限内でなされる検査、TUE および聴聞会の結果または『WADA 規定』の署名当事者によるその他の最終的裁定は、ISAF およびその MNA により承認され、尊重されるものとする。『WADA 規定』を受諾していないその他の機関の規則がその他の点で『WADA 規定』と整合している場合には、ISAF およびその MNA は、その機関の同じ措置を承認することができる。

#### 時効

- 21.16 このドーピング防止規則に定められているドーピング防止規則違反に関して、競技者またはその他の人に対する、このドーピング防止規則に基づいた行為が、当該違反発生の後 8 年間開始されなかった場合には、当該行為を行うことについて時効が完成する。

#### WADA への ISAF 順守報告

- 21.17 ISAF は、2 年ごとに ISAF の『WADA 規定』への順守状況について WADA に報告し、順守していない場合はその理由を説明するものとする。

#### ドーピング防止規則の改正と解釈

- 21.18 このドーピング防止規則は、ISAF 執行委員会により時折改正される。
- 21.18.1 規定 21.18.4 に規定されている場合を除き、このドーピング防止規則は独立した文書として解釈されるものとし、既存法令を基準として解釈されないものとする。
- 21.18.2 このドーピング防止規則の各部および各規定の見出しは、便宜上のものであって、このドーピング防止規則の中身の一部とはみなされず、見出しが言及している規定の文言には影響するものとはみなさないものとする。
- 21.18.3 「序」と「定義」は、このドーピング防止規則の不可分の一部とみなすものとする。
- 21.18.4 このドーピング防止規則は、『WADA 規定』の当該条項に従って採択され、『WADA 規定』の当該条項と一致するやり方で解釈されなければならない。『WADA 規定』の多くの条項に付されている解説は、適用できる場合、このドーピング防止規則の理解と解釈の助けとすることができる。
- 21.18.5 MNA の会員である競技者その他の人への通知は、MNA への通知の送付により達成することができる。

21.18.6 このドーピング防止規則は、2009年1月1日（効力発生日）に全面的に効力を発し、実施される。このドーピング防止規則は、効力発生日において審理中の事例にさかのぼっては適用されない。ただし、次の場合を除く。

- (a) 効力発生日において審理中の事件、または効力発生日以前に発生したドーピング防止規則違反に基づく効力発生日後に提起された事件に関しては、当該事件に関する聴聞パネルにより、「寛大な法の原則（the principle of lex mitior）」の適用を条件として、当該ドーピング防止規則違反が発生した時点で効力を有していたドーピング防止規則が適用されなければならない。
- (b) 効力発生日前に満了しておらず、「検査に関する国際基準」第11条に基づく居場所違反とみなされる、効力発生日以前に効力を有していた規則に基づき ISAF により規定 21.2.3 居場所違反（居場所情報未提出または検査未了のいずれか）に関しては、繰り越すものとし、満了前に、このドーピング防止規則規定 21.2.3 に基づくドーピング防止規則違反の基になる居場所情報未提出または検査未了の単独または合わせての回数の3度の内の1つとすることができる。ただし、ISAF が別のことを規定している場合を除き、
  - (i) この方法で繰り越された居場所情報未提出は、（効力発生日後の）居場所情報未提出とのみ合わせることができる。
  - (ii) この方法で繰り越された検査未了は、（効力発生日後の）検査未了と合わせることができる。
  - (iii) 効力発生日以前に ISAF および MNA 以外のドーピング防止機関により宣告された居場所情報未提出または検査未了は、このドーピング防止規則に基づき宣告された居場所情報未提出または検査未了と合わせることができない。
- (c) 効力発生日以前に効力のある規則に基づき ISAF により課された資格停止が、効力発生日でまだ満了していなかった場合、資格停止の人は、『WADA 規定』が効力発生日から改正されたということを考慮して、資格停止期間短縮を ISAF に対し申請することができる。有効とするためには、当該申請は、資格停止期間満了前に行わなければならない。
- (d) 常に規定 21.10.6 (e) に従って、効力発生日以前に効力のあった規則に基づくドーピング防止規則違反は、規定 21.10.6 に基づく制裁措置を認定する場合には、前の違反として考慮しなければならない。当該効力発生日前にドーピング防止規則違反がこのドーピング防止規則に基づき特定物質として扱われている物質を含み、2年未満の資格停止期間が課されていた場合、当該違反は規定 21.10.6 (a) に関しては制裁措置の軽減が検討されるものとする。

## 添付 1 – 認識書 兼 同意書

[MNA] に加盟している [国内クラブ] の会員および/または [MNA または ISAF] が認定または承認した競技大会の参加者として、私はここに次のとおり認識し、同意します。

1. 私は、国際セーリング連盟ドーピング防止規則を受け取り、見直す機会がありました。
2. 私は、ドーピング防止規則のすべての改正およびドーピング防止規則中に組み入れられているすべての国際基準を含み、限定されることなく、国際セーリング連盟ドーピング防止規則の規定すべてに従い、拘束されることを承諾し、同意します。
3. 私は、MNA と国際セーリング連盟が国際セーリング連盟ドーピング防止規則に規定されている制裁措置を課す権限があることを認識し、同意します。
4. 私は、国際セーリング連盟ドーピング防止規則に従ってなされた決定以外から生じた論議は、国際セーリング連盟ドーピング防止規則中に明確に規定されている過程の完了後、国際セーリング連盟ドーピング防止規則規定 21.13（不服の申立て）に規定されているとおり、最終で拘束力のある仲裁について不服申立て審査機関、国際水準の競技者の事件ではスポーツ仲裁裁判所に対してのみ上告できることも認識し、同意します。
5. 私は、上記に言及されている仲裁不服申立て審査機関の決定が最終であり、強制されるものであること、および他の法廷その他の裁き場に請求、仲裁、訴訟または係争を持ち込まないことを認識し、同意します。
6. 私はこの認識書兼同意書を読み、理解しました。

---

日付

---

氏名を活字体で（姓、名）

---

生年月日（日/月/年）

---

署名（未成年者の場合、法律上の後見人の署名）

注：「世界ドーピング防止規定」の物質と方法の禁止表は、通常毎年更新される。

2011 年禁止表は、次にてオンラインで入手できる。

[www.wada-ama.org/Documents/World\\_Anti-Doping\\_Program/WADP-Prohibited-list/To\\_be\\_effective/WADA\\_Prohibited\\_List\\_2011\\_EN.pdf](http://www.wada-ama.org/Documents/World_Anti-Doping_Program/WADP-Prohibited-list/To_be_effective/WADA_Prohibited_List_2011_EN.pdf)

緊急の変更がある場合と最新の情報を確実に有するために、常に ISAF ウェブサイト - [www.sailing.org/medical](http://www.sailing.org/medical) - をチェックして下さい。この情報は WADA ウェブサイト - [www.wada-ama.org](http://www.wada-ama.org) - でも入手できる。

日本語訳注：2010 年禁止表の日本語版は次にてオンラインで入手できる。

[www.anti-doping.or.jp/downloads/prohabited\\_list/2011\\_ProhibitedList\\_JP.pdf](http://www.anti-doping.or.jp/downloads/prohabited_list/2011_ProhibitedList_JP.pdf)



## 附属書3 - 資格規定

### 19. 資格規定

#### ISAF資格規則

- 19.1 ISAF資格が停止または取り消された競技者は、セーリング・スポーツの競技に関与してはならない。
- 19.2 規定19.3に示された大会で競技する資格を得るためには、競技者は、次でなければならない。
- (a) ISAFの規定と規則に従うこと。
  - (b) 加盟各国協会またはその加盟団体の会員であること。この会員資格は、競技者により次のいずれかにより立証されなければならない。
    - (i) 競技者の国籍があるか、または通常居住している国の各国協会により参加申込をされていること。
    - (ii) 有効な会員証もしくは証明書またはその他の身元と会員資格があることを納得させる証拠を提示すること。
  - (c) 規定 19.3 (a)、(b) および (c) に記載されている大会、オリンピック予選会および ISAF グレード付きマッチ・レース大会に関しては、ISAF ウェブサイト上に『ISAFセーラー』として登録されていること。
- 19.2.1 例外的事情では、執行委員会は、十分な理由があつて規定19.2.1 (b) と (c) の要件に従うことができないセーラーに対し、これらの規定に含まれる要件を差し控えることができる。

#### ISAF資格が要求される大会

- 19.3 次の大会ではISAF資格が必要とされる。
- (a) オリンピック・セーリング競技会。
  - (b) 国際オリンピック委員会により認められた地域競技会のセーリング大会。
  - (c) 名称に「ISAF」が含まれている大会。
  - (d) ISAF クラスの世界選手権大会と大陸選手権大会および IMS 世界選手権大会、主要な大会並びに世界選手権大会として ISAF が承認したその他の大会。
  - (e) 主催団体、加盟各国協会または ISAF が、ISAF により発行された認定証を持っている役割内で任務を果たすためにインターナショナル・ジュリーもしくはインターナショナル・アンパイア、インターナショナル・レース・オフィサー、インターナショナル・メジャラーまたは ISAF 技術代表者を任命した大会。
  - (f) ISAF の加盟各国協会がオリンピック予選会として承認した大会。
  - (g) 加盟各国協会がその管轄内で ISAF 資格を必要とするとして指定した大会。
- 19.3.1 当該加盟各国協会の承認を得て、主催団体は、レース公示と帆走指示書に大会ではISAF資格を必要とすると記載した場合、ISAF資格を必要とすることもできる。

**ISAF資格の停止**

- 19.4 競技者の所属する各国協会またはISAF執行委員会のいずれかによる正式の審査の後、競技者のISAF資格は、次のいずれかを理由に、永久または特定の期間、即時実施で速やかに停止されなければならない。
- (a) RRS 69.2 に従っての資格停止。
  - (b) RRS 5 の違反。
  - (c) 審査に先立つ2年以内に、競技者が禁止された大会であると知っていたか、または知っているはずの大会で競技したこと。
- 19.4.1 禁止された大会とは、次のいずれかの大会をいう。
- (a) 「ISAF 広告規定」で許可された範囲を越える広告を許可または要求している大会。
  - (b) 規定 25.16.2 の対象となる賞またはその他の給付のある大会で、開催地の各国協会の承認を得ていない国内大会または ISAF の承認を得ていない国際大会。
  - (c) 大会の名称その他に世界選手権大会と記述されている大会または「世界(ワールド)」という語を用いる大会で、ISAF の承認を得ていない大会。
  - (d) RRS 89.1 の要件を満たしていない大会で、別途 ISAF の承認を得ていない大会。
  - (e) ISAF 大会納付金が支払われなかった大会。

注： ISAF 大会納付金が支払われなかった大会を競技者に完全・確実に通知するために、ISAF は ISAF ウェブサイトに未払いの大会納付金がある未払い大会のリストを維持する。

- 19.4.2 規定19.3に記載された大会が要請通り承認された場合、そのことをレース公示と帆走指示書に記載しなければならない。

**報告；再審；通知；上告**

- 19.5 各国協会は、規定19.4に基づき競技者のISAF資格を停止する場合、停止とその理由を速やかにISAFに報告しなければならない。ISAF執行委員会は、即時実施で停止を修正または取り消すことができる。ISAFは、競技者のISAF資格の停止、またはISAF執行委員会による修正または取り消しをすべての各国協会、ISAFクラス協会およびその他のISAF加盟団体に、速やかに報告しなければならない。これらの団体は、その管轄内で開催される大会についても参加資格を停止することができる。
- 19.5.1 ISAF資格停止を、各国協会により課せられた、またはISAF執行委員会により課せられたもしくは修正された競技者には、ISAF再審部会に上告する権利を助言し、「ISAF再審部会の手順規定」の写しを与えなければならない。
- 19.5.2 各国協会またはISAF執行委員会は、「ISAF再審部会の手順規定」に従って、ISAF再審部会に決定の再審を求めることができる。
- 19.5.3 「ISAF再審部会の手順規定」は、すべての上告および再審の要請に適用される。
- 19.5.4 再審に関する上告または要請について、ISAF再審部会は、資格停止を確認、修正または取り消すことができ、また停止した団体による審問または再審問を要請することができる。
- 19.5.5 ISAF再審部会の決定は、規約80に従って上告することができる。

19.5.6 ISAFは、すべての加盟各国協会、ISAFクラス協会およびその他のISAF加盟団体に、ISAF再審部会のすべての決定を速やかに通知しなければならない。

#### **ISAF資格の回復**

19.6 ISAF再審部会は、次のいずれをも満たす競技者のISAF資格を回復することができる。

- (a) 回復の申請をしている。
- (b) 回復を正当とする重要な状況の変化を明確にしている。
- (c) 最低3年間の停止期間を完了した。

#### **クラス資格**

19.7 ISAFクラスにより資格が停止、否認または取消された競技者は、規約77、79および80並びにISAF規定19.5に従ってISAF再審部会へその決定を上告することができる。



## 附属書 4 - ISAF セーラー分類規定

### 22. ISAF セーラー分類規定

#### 全般

ISAF セーラー分類規定は、セーラーの分類に関する国際システムを大会とクラスに提供するサービスとして存在する。

大会とクラスは、分類システムを採用する義務はないが、分類システムを採用したい場合には、この ISAF セーラー分類規定のシステムが用いなければならない唯一のシステムである。この ISAF セーラー分類規定を用いる場合、この ISAF セーラー分類規定を正しく管理し、実行する義務がある。

オリンピック・セーリング競技の装備として現在選定された艇に対して開催される大会では、セーラーの分類にかかわらず、クラス規則、レース公示、帆走指示書のいずれにもセーラーの参加を妨げる条項を含めてはならない。

大会で ISAF セーラー分類規定を採用する場合、レース公示に記載しなければならない。ただし、すでにクラス規則に記載されている場合を除く。

規定 20.3 に従っての競技者による広告の表示は、支払いを受けたとしても、この ISAF セーラー分類規定でのセーラーの分類には影響しない。

#### 22.1 この ISAF セーラー分類規定の定義

仕事には、次のものを含める。

雇用、自営、およびその場限り活動で、フル・タイム、パート・タイム、臨時のいずれであれ、また自らであれ、会社その他の組織を通してであれ、報酬や、直接または間接的に財務上の利益のあるサービスを含む。

報酬およびその派生物とは、次のものをいう。

金銭、金銭的価値のあるもの、代償、謝礼、補助金、心づけ、直接または間接的に生じる財務上の利益または本人または仲間のいずれかにより受け取られるあらゆる形での補償のセーラーによる受け取り；または与える申出のセーラーによる容認。ただし、個人的費用は含まれない。

個人的費用とは、次のものをいう。

特定の大会に関連しておよび特定の大会のために必要とされる参加料、旅費、宿泊費、食費で、相応の額を超えない金銭の

交付；または

支給；または

払い戻し。

参加者とは、

前後関係により、艇、艇を参加させる個人または団体（RRS 75）、その責任者（RRS 46）および艇の所有者をいう。

レースをするとは、

RRS 89.1 に従って主催されるレースに参加することをいう。

分類機関は、

ISAF である。

分類の日付とは、

分類または分類の変更を願い出た日付、またはそれ以降の場合には、分類が抗議または上告により有効に異議を唱えられた日付をいう。

資格期間(グループ 1 の競技者になるまたはグループ 3 の競技者からグループ 1 の競技者に変更するため) は、

分類の日付前連続 24 か月間。この期間、競技者はグループ 3 の活動に従事していないこと。

乗員締切期限とは、

レース公示またはクラス規則に記載された日付をいい、その時までにはそれぞれの参加者の完全な乗員リストが提出されなければならない。

分類抗議期限とは、

クラス規則、レース公示または帆走指示書に記載された日時をいい、これより後、艇は規定 22.5.1 に基づく分類の抗議をしてはならない。

**競技者の分類**

22.2 競技者の分類は、次の通りに決定されるものとする。

## 22.2.1 グループ 1

- (a) 単に娯楽としてレースに参加している競技者は、グループ 1 の競技者とする。ただし、資格期間内に規定 22.2.2 に記載された活動の 1 つを引き受けた場合を除き、その競技者はグループ 3 の競技者となる。
- (b) ただし
  - (i) 18 歳未満の競技者は、グループ 1 の競技者とする。
  - (ii) 18 歳以上 24 歳未満の競技者は、規定 22.2.2 に記載されたいずれの活動にも資格期間内に 100 日を超えて従事しなかったならば（18 歳の誕生日前に引き受けた活動を除外する）グループ 1 の競技者とする。

## 22.2.2 グループ 3

グループ 3 の競技者は、資格期間中に次のいずれかであった競技者とする。

- (a) 次のことを含む仕事で報酬を得ていた。
  - (i) レースで競技すること；および／または
  - (ii) レースのために艇、その乗員、セールまたは性能を向上させる装備の管理、訓練、練習、チューニング、試験、保守またはその他の準備をし、その後その艇またはチーム競技の場合には同じチームの艇で競技したこと。
- (b) 次のことで報酬を得ていた。
  - (i) 艇またはそのセールを提供すること；または
  - (ii) 艇またはそのセールの提供に関連してのサービスのために；かつ
  - (iii) その後その艇またはチーム競技で同じチームの艇でレースした。

ただし、艇のオーナーとしてレース競技用にその艇を提供することで臨時にチャーター料として報酬を得たグループ 1 の競技者は、その競技でその艇を操舵しない場合には、グループ 1 の競技者のままとする。競技がチームの大会である場合には、この免除は、艇がチャーターされた同じチームでのどの艇も操舵しない場合にのみ、適用されるものとする。

- (c) 次の知識または技量を必要とするマリン・ビジネスまたはマリン組織での仕事(指導を除く)に対し報酬を得た。
- (i) レースでの艇の性能を向上させることができる；かつ
  - (ii) レース中の艇に乗艇している間に競技者がそれを利用できる。
- (d) 次の者を指導することを含む仕事に対し報酬を得た。
- (i) 次のいずれかを準備または競技するための競技者、乗員またはチーム。
    - オリンピックとパラリンピックのセーリング競技および予選会。
    - 地域競技会。
    - アメリカズ・カップ・マッチ、アクトおよびシリーズ。
    - グレード WC またはグレード 1 マッチ・レース大会。
    - ISAF クラスの世界または大陸選手権大会。
    - ISAF 大会。
    - グローバル・オーシャン・レースとトランス・オーシャン・レース。
  - (ii) ナショナル、ステートまたは地方のチーム。
  - (iii) 仕事が主に競技者の報酬を得た活動となっている大学チーム。
- (e) 製品またはサービスの広告または販売促進のために、帆走のでき栄え、セール・レースの結果または帆走の評判と関連して自分の名前または肖像の使用を許可することで報酬を得ていた。
- (f) 自身をグループ 3 の競技者として、またはプロのレース・セーラーとして公に認められていた。

## 22.3 分類の手順と要件

22.3.1 競技者は、有効な ISAF セーラー分類を保持するためには自身の MNA の会員であることを必要とされることがある。

22.3.2 分類を申告または維持する競技者は、次の要件に従っていないなければならない。

- (a) 2 以上の分類を維持も申請もしてはならない。
- (b) この ISAF セーラー分類規定の精神または目的に反するまたはこの ISAF セーラー分類規定の回避を言い訳する態度で行動してはならない。
- (c) 分類機関へのすべての関連情報を常時完全にかつ率直に開示しなければならない（明確に求められたか否かにかかわらず）。
- (d) 虚偽、誤解を与える、または潜在的に誤解を与える情報を分類機関へ提供してはならない。
- (e) 分類上の地位に影響する、または影響しうる状況の変化を直ちに分類機関に通知しなければならない。
- (f) グループ 1 の競技者の場合には、グループ 1 の地位と相いれない活動に従事してはならない。ただし、分類の潜在的变化を分類機関へ通知した場合を除く。

22.3.3 分類機関は、競技者がこの ISAF セーラー分類規定の条項に違反したと信じる十分な理由がある場合には、その競技者の分類を直ちに、変更、一時停止または取り消すことができる（または分類の申請の場合には、分類の発行を拒否することができる）。

- 22.3.4 競技者は、この ISAF セーラー分類規定を読んで、ISAF により承認された書式を自ら完成させ、それを分類機関に提出することにより、自身の正しい分類を申告しなければならない。
- 22.3.5 手数料は不要である。分類機関は、それぞれの書式を見直し、必要な情報すべてを受け取り後 28 日以内に分類の確認または修正を行わなければならない。分類機関は、競技者に追加の情報の提供を求めることができ、または自身であらゆる情報源から追加の情報を得ることができる。
- 22.3.6 いったん交付された分類は、分類が分類機関により次のいずれかの理由であらかじめ変更、停止または取り消された場合を除き、2 年間そのまま有効とする。
- (a) 競技者が自分の分類を変更したことを示す書式を提出した。
  - (b) 変更するもっともな理由があると分類機関が考えている。
  - (c) 競技者が規定 22.3.7 に基づき要求した上告の結果。
- ただし、競技者がグループ 3 として分類されたであろう場合であるが、規定 22.2.1 (b) を理由に、分類機関は満 24 歳の誕生日までしか有効でない分類を交付することができる。
- 22.3.7 競技者が自身の分類に影響する分類機関による決定に同意できない場合（規則 69 に基づく報告を行うことを除く）、競技者は ISAF ウェブサイトでの手続きを用いるか、または ISAF イヤーブックで知らされた方法により決定から 60 日以内に分類機関に上告することができる。上告には、競技者が決定は誤っていると考える理由を述べなければならない。
- (a) 上告は、決定の当事者でない分類機関の 3 名（上告パネル）により検討されなければならない。同じ国からは 2 名以下としなければならない。
  - (b) 上告パネルは、上告を検討し、上告、決定およびあれば以前の申請を見直し、必要な場合には、競技者、元の見直し者、その他の情報源からのより多くの情報を求める。上告パネルは、決定を支持、変更もしくは破棄する、上告を却下するまたは無効を宣言することができる。
  - (c) 必要な情報すべてを入手後、決定を行った上告パネルは、その決定を書面で競技者に通知する。手数料が必要なことがある。
  - (d) 上告パネルの決定が公表されるまで、分類機関の決定が競技者を拘束する。
  - (e) 規定 34 の条項に従って、上告パネルの決定を最終とする。
- 22.3.8 競技者が分類に関することで規則 69 に基づきペナルティーを課せられた場合、分類機関は分類を交付することを断るか、または現在の分類を停止することができる。このような拒否または停止は、競技者の資格が RRS 69 に基づき停止された期間より長くなってはならない。
- 22.3.9 ISAF は、競技者の分類リストを保持し、ウェブサイトに公表する。このリストには、地位または分類の満了日が記載される。
- 22.3.10 競技者よりまたはその他の情報源から提供された情報は、分類機関と ISAF 事務局内での秘密としておこななければならない。競技者の分類に関する報告を分類機関により送られたまたは RRS 69 に基づく報告を送った国際・ジュリーまたは加盟各国協会以外の者に開示してはならず、これらの者にはその後分類プロセスにより競技者に知らせた後でのみ開示する。

## 22.4 大会での手順

- 22.4.1 参加者は、レース公示中の乗員締切期限までに、それぞれの競技者の ISAF ユーザーID と分類を記載した乗員リストを主催団体に提出しなければならない。乗員リストにはどれかの 1 レースに参加するより多い競技者を含めることができ、この場合参加者はレース公示中の乗員締切期限までに、それぞれのレースの乗員リストも主催団体に提出しなければならない。
- 22.4.2 最初の乗員リストに含まれていない競技者を用いたい参加者は、その時刻以降は乗員の変更を許されない乗員締切期限までに、そうでなければできるだけ早く、主催団体に変更した乗員リストを提出しなければならない。
- 22.4.3 主催団体は、乗員締切期限後できるだけ早く公式掲示板に最終の乗員リストを掲示する。
- 22.4.4 レース公示、帆走指示書またはクラス規則によりこれらの手はずを変更することができる。

## 22.5 抗議の理由と手順

- 22.5.1 乗員締切期限後、艇は次のことを理由に抗議されることがある。

- (a) 競技者へ分類を当てはめるときに、より高い分類になるであろう情報が開示されなかったこと、または
- (b) 分類されてから、競技者が分類と矛盾する活動に従事した

かつ、分類が訂正された場合にレース公示、帆走指示書またはクラス規則中の乗員制限にその艇が違反するであろうこと。艇が抗議する締切時間は、分類抗議締切時間、またはそれ以降は、変更した乗員リストの掲示の 24 時間後とする。帆走指示書に別の締切時間を規定することができる。

- 22.5.2 抗議が支持されて、かつ

- (a) その艇がいまだ大会でレースをしていなかった場合、その艇にはペナルティーが課せられない；ただし
- (b) 抗議を支持する判決がその艇の大会でのレース終了後になされた場合には、その艇は既に完了したレースすべてを失格とされる。ただし、抗議が 22.5.6 に述べられた報告から生じた場合を除き、この場合には 22.5.6 が適用されるものとする。

その艇は、その競技者を乗員としてレースをしてはならない。ただし、帆走指示書に乗員締切期限後に乗員の変更を認めている場合で、その後プロテスト委員会がその艇は乗員制限を満たしていると納得した場合のみを除く。

- 22.5.3 被抗議者には要求により抗議者不在で個人的ないしは内密の証拠を提示する権利が与えられており、プロテスト委員会は抗議の判決にこの証拠を記録してはならない。プロテスト委員会は、証拠の審問で個人的ないしは内密のことであると納得しない場合、抗議者の出席のもとで再度申し出る場合を除き、その証拠を無視しなければならない。この項は RRS 63.3 (a) を変更している。

- 22.5.4 プロテスト委員会は、競技者の分類に関して疑いがある場合、認定した事実を分類機関に照会することができ、これらの事実についての分類機関の決定に従わなければならない。

- 22.5.5 プロテスト委員会は、その判決を 14 日以内に分類機関に報告しなければならない。競技者が規定 22.5.3 に基づき証拠を提出した場合には、プロテスト委員会もその証拠の要約を 14 日以内に分類機関に報告しなければならない。

22.5.6 競技者の分類が規定 22.3.6 (b) に従って大会期間中に変更、停止または取り消された場合、新しい分類は、*分類機関*により大会が始まる前までさかのぼらせることができる。

結果として艇が乗員制限規則に違反したかもしれない場合、*分類機関*はレース委員会に対し書面でその決定を報告しなければならず、レース委員会はその艇を抗議しなければならない。ペナルティーはプロテスト委員会の裁量によるものとする。

ISAF 分類コード申請書は、次のウェブサイト上で作成できる。

[www.sailing.org/classification](http://www.sailing.org/classification)

質問があれば、[classification@isaf.co.uk](mailto:classification@isaf.co.uk) への e-メールにより ISAF へ送付することができる。